



金沢市公報

号外第12号の2

平成20年(2008年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

● 監査公表

○ 監査公表 (第4号-第5号) (監査事務局) 1

監 査 公 表

● 金沢市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査及び経営に係る事業の管理監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成20年3月31日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一
金沢市監査委員	田	中		仁

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

	監 査 の 対 象 部 局 等	実 施 期 間
企 業 局	経営企画部 経営企画課、企業総務課 営業部 お客さまサービス課、営業開発課 建設部 建設課、維持管理課 施設部 ガス課、上水・発電課、水処理課	平成19年7月5日 } 平成20年3月25日

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、宮保喜一、田中 仁、中西利雄、澤飯英樹

・中西利雄は平成19年12月18日に退任し、代わって同月19日に宮保喜一が就任した。

・澤飯英樹は平成20年3月24日に退任し、代わって同月25日に田中 仁が就任した。

3 監査の範囲

平成19年度における水道事業及び公共下水道事業の経営に係る事業の管理並びに財務に関する事務の執行(ただし、必要と認められた平成18年度以前の事務事業を含む。)

4 監査の対象項目

ア 中長期基本計画の進行管理

イ 料金の設定等

ウ 料金の徴収

エ 管路の改善整備

オ 経営基盤健全化の取組

5 監査の方法

監査にあたっては、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼とし、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から

説明を聴取した。

第2 監査の結果

経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、軽微な改善事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

経営に係る事業の管理状況及び監査結果に添える意見は、以下のとおりである。

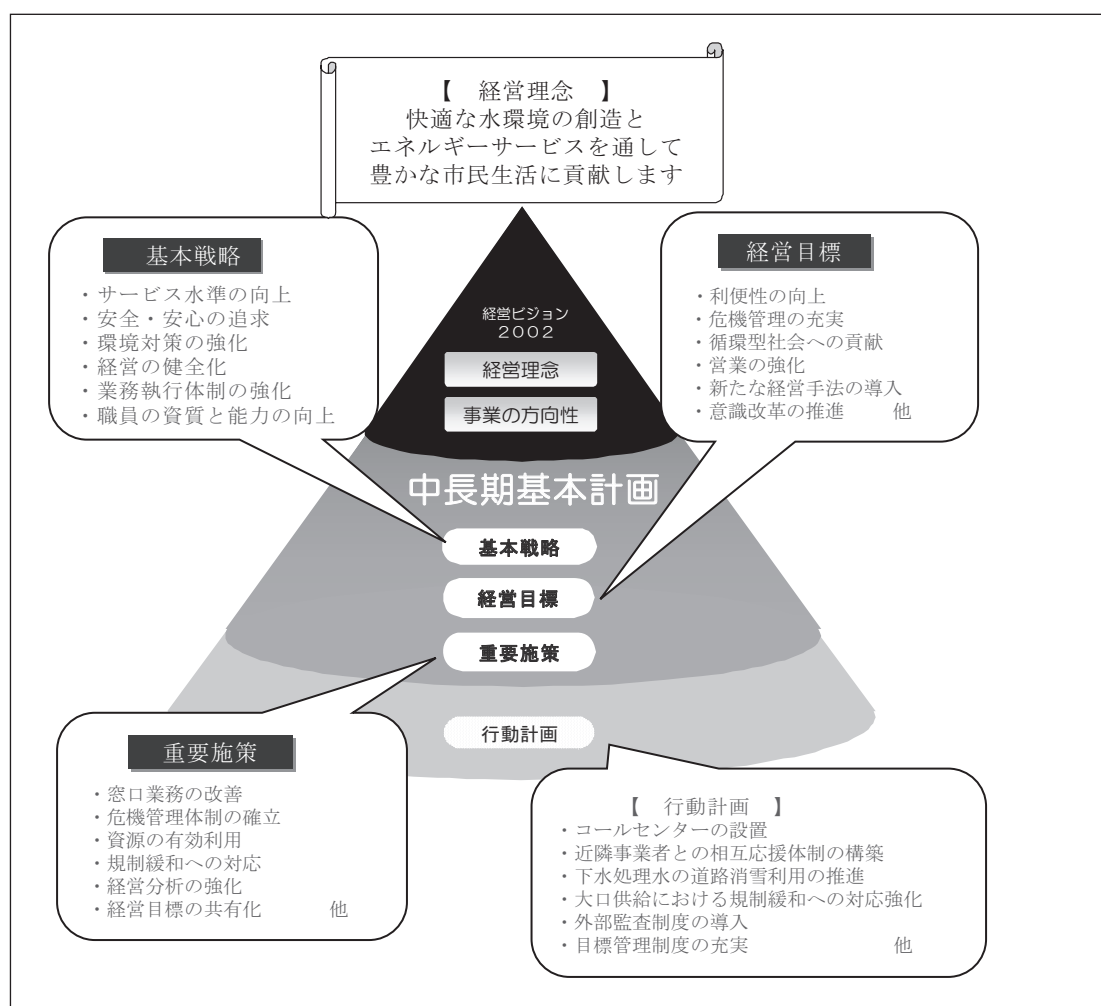
【水道事業】

1 中長期基本計画の進行管理

(1) 中長期基本計画の推進体制及び推進方法

中長期基本計画は、計画性、透明性の高い企業経営を推進するため、企業局所管事業を網羅して平成18年3月に策定されたものである。

中長期基本計画の位置付け及び概念図は以下のとおりとなっている。



また、この中長期基本計画は、経営ビジョン2002で示された経営理念を具現化するためのものと位置付けられ、計画期間を18年度から27年度までの10か年とし、基本戦略や経営目標を設定するとともに具体的な行動計画も策定されている。

なお、計画を推進するため、次表のとおり特別経営会議、部内戦略会議、行動計画検討会議を設置し、評価・分析を継続的に行い、業務のマネジメントサイクルを途絶えることなく実施することとしている。

区 分	会 長	会議 メンバー	計画名	主な 検討事項	内 容
特別経営会議	局 長	各部長ほか	基本計画	経営目標	・最高意思決定機関 ・経営目標の決定 ・重要施策の進捗管理・調整
部内戦略会議	各部長	各課長ほか		重要施策	・重要施策の検討 ・重要施策の達成状況を評価し上部会議に報告 ・行動計画の進捗管理・調整
拡大戦略会議	主管部長	各部長、 各課長ほか			・2部以上にまたがる重要施策については、拡大戦略会議を開催
行動計画検討会議	各課長	各課長補佐、 総括ほか	行動計画	行動計画	・重要施策における具体的な行動計画の検討 ・行動計画の達成状況を評価し上部会議に報告

ア 基本計画を推進する会議の状況

計画初年度に当たる18年度は、従来の局内会議で主要事業・懸案事項について進行管理を行っていたが、19年度からは同計画に規定されている各会議を新たに設置し、次表のとおり実施している。

年	月	特別経営会議	部内戦略会議	行動計画検討会議	その他	特記事項
19	5		第1回「部内戦略会議」開催	第1回「行動計画検討会議」を開催		実施や策定年度が明記されているものについて実施計画書・年間計画書を作成
19	7				第2回経営懇話会開催	議題「安全・安心の追求」「環境対策の強化」
19	11		第2回「部内戦略会議」開催	第2回「行動計画検討会議」を開催		中間報告書作成、評価
20	1				第3回経営懇話会開催	議題「サービス水準の向上」「職員の資質と能力の向上」
20	2		第3回「部内戦略会議」開催	第3回「行動計画検討会議」を開催		年間報告書作成、評価
20	3	特別経営会議開催(予定)	第4回「部内戦略会議(拡大戦略会議)」開催(予定)			重要施策の年間評価・検証

(ア) 行動計画検討会議

各課ごとに設けた行動計画検討会議では、中長期基本計画に掲げた行動計画(19年度:124項目)のうち関係するものについての達成状況を評価・検討している。

第1回目は21のプロジェクトチームやワーキンググループで取り組んでいる27項目の重要・主要なものについて年間計画書の作成などを行い、第2回目はその進捗状況を評価するとともに、中間報告書を作成し部内戦略会議に報告している。また、第3回目はこれらの年間評価を実施するとともに、年間報告書を作成し部内戦略会議に報告している。

しかし、プロジェクトチームやワーキンググループで取り組んでいる項目以外の進捗状況は報告しておらず、行動計画全体を一元的に把握・管理できる体制とはなっていない。

(イ) 部内戦略会議

部内戦略会議では、重要施策の達成状況を評価するとともに、行動計画の進捗管理等を行っている。

第1回目は行動計画検討会議から報告された年間計画書の確認などを行っており、第2回目は中間報告書を評価・検討している。また、第3回目は年間総括評価を実施している。なお、2部以上にまたがる重要施策について調整する拡大戦略会議を3月に実施することとしている。

(ウ) 特別経営会議

特別経営会議では、最高意思決定機関として重要施策の進捗管理・調整を行うこととしている。

城北水質管理センター内設備冠水被害の対応により、1回目を開催できなかつたため従来の局内会議で対応し、3月に初めて重要施策の年間評価等を行うための会議を開催することとしている。

(2) 基本戦略の進捗状況

中長期基本計画においては、水道事業関係で6つの基本戦略、21の経営目標を掲げ、その達成水準を評価するため22の管理指標を設定しており、各管理指標を定期的にチェックすることとしている。

以下、各基本戦略ごとの進捗状況を、管理指標の達成状況を中心にみていくこととする。

なお、ア～カの表中の現状(値)は20年1月現在における数値であり、印は

- ：目標値(22年度)を既に上回っているもの
- ◇：計画策定時から進捗している、又は数値が上昇しているもの
- ◇：計画策定時から進捗していないもの
- ▽：計画策定時から後退している、又は数値が下降しているもの
- 無：現状では目標値との比較ができないものを示している。

ア サービス水準の向上【基本戦略1】

お客さまに十分満足してもらえる事業運営の実現を目的とし、4つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は次表のとおりである。

経営目標	管 理 指 標		計画策定時	現状(値)	目 標 (値)	
	項 目	備 考 (内容・算定式等)			22年度	27年度
利便性の向上	お客さまからの評価指標	お客さま対応について「満足」、「やや満足」と感じた割合	(15年度 お客さま満足 度調査結果) 26.8%	(22年度 調査予定)	50%以上	70%以上
信頼性の向上	お客さまからの評価指標	サービスについて「信頼できる」、「やや信頼できる」と感じた割合	-	(22年度 調査予定)	50%以上	70%以上
公平性の確保	未普及地域解消のための調査と合理的な整備方法の検討	1地区(森本北部地区) 2地区(森本東部地区) 3地区(犀川地区) 4地区(俵(医王山)地区)	-	1地区(森本北部地区) 検討中	1地区の検討が済んでいること	2～4地区の検討が済んでいること
料金体系の見直し	合理的な料金体系の構築	料金体系見直しの実施の有無	-	(検討中)	実施済であること	→

<利便性の向上・信頼性の向上>

日曜祝日の開閉栓・器具修繕業務やインターネット受付開始などを前倒して実施し、目標達成に努めている。

<公平性の確保>

森本北部地区の水道未普及地域解消に向けての検討を進めており、目標達成に努めている。

<料金体系の見直し>

現在は他都市等の資料収集にとどまっております、具体的な見直し検討は行われていない。

イ 安全・安心の追求【基本戦略2】

お客さまの安全で安心な暮らしを守るため、施設の適正な維持管理を目的とし、6つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は次表のとおりである。

経営目標	管 理 指 標		計画策定時	現状(値)	目 標 (値)	
	項 目	備 考 (内容・算定式等)			22年度	27年度
維持管理の充実	お客さまからの評価指標	サービスについて「安心」、「やや安心」と感じた割合	(15年度 お客さま満足 度調査結果) 31.9%	(22年度 調査予定)	50%以上	70%以上
老朽化対策の推進	老朽管残存延長	対象：ねずみ鋳鉄管の長さ(計画どおり実施されること)	(16年度末 実績) 422km	(18年度末 実績) 414km	360km 以下	300km 以下

耐震化の推進	基幹施設の耐震化数	(対象：10施設)末浄水場(未)、犀川浄水場(済)、大乘寺(耐震)、浅川、四十万、若松、大桑、館山、犀川、末第2配水池(未)	(16年度末実績) 2施設	(18年度末実績) 3施設	対応済であること	→
施設規模等の適正化	余裕率(1-最大稼働率)	突発的な県水受水の障害に対応できること {1-(1日最大配水量/1日配水能力)}×100(5か年平均値)	(12~16年度平均) 35.1%	(14~18年度平均) 38.5%	(18~22年度) 30~40%	(23~27年度) 30~40%
危機管理の充実	震災訓練の参加(延べ)人数	総合的な訓練を通して震災時対応が適切にできること	(17年度実績) 145人	(18年度実績) 200人	170人以上	全職員の半数(約200人)
	事故等対応訓練の回数(事業別)	突発的な大事故に適切に対応できること	-	(検討中)	1回以上/年	2回以上/年
適正使用の推進	適正使用に関する広報回数	広報誌による継続的な適正使用に関するPR実施回数	(17年度実績) 1回/年	(18年度実績) 5回/年	4回以上/年	→

<維持管理の充実>

水道水源涵養・水質管理強化に取り組むため、18年に「金沢市における水道水源の保全に関する条例」を制定するなど、目標達成に努めている。

<老朽化対策の推進・耐震化の推進>

老朽管更新、基幹施設の耐震診断、耐震化については目標達成に努めているが、管理指標の目標値までは開きがある。

<施設規模等の適正化>

施設の余裕率については、現状は目標値の範囲内にあり良好な状態である。

<危機管理の充実>

震災訓練については机上訓練、実地訓練等を毎年実施し、参加人数は既に目標値を上回っている。

しかし、事故等対応訓練については、能登半島地震及び城北水質管理センター内設備冠水被害への対応に忙殺されたこともあって、これまでは実施されていない。

<適正使用の推進>

広報誌による継続的な適正使用に関するPR実施回数は、目標値以上の回数を実施しており良好な状態である。

ウ 環境対策の強化【基本戦略3】

地球環境の保全を推進するため、環境負荷の低減や循環型社会の形成に配慮した事業運営を目的とし、2つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は次表のとおりである。

経営目標	管理指標		計画策定時	現状(値)	目標(値)	
	項目	備考(内容・算定式等)			22年度	27年度
循環型社会への貢献	温室効果ガスの削減率	「金沢市地球温暖化防止実行計画2005」の実現(目標値:22年度に15年度実績値の4.3%削減)(27年度の目標値は今後の計画により決定)	(15年度実績値)	(実行中)	15年度実績値より4.3%削減	
環境マネジメントの推進	環境マネジメントシステム構築の達成度	企業局全局を通じたマネジメントシステムの構築(ISO14001取得と同程度に実現)	-	(構築中)	構築済であること	→

<循環型社会への貢献>

温室効果ガスの削減に向け、エコドライブの周知や公用車あいのり運動の徹底などを実施し、目標達成に努めている。

＜環境マネジメントの推進＞

これまでに上下水道管理部門の一部においてISO14001を取得しているが、さらに企業局全体でISO14001の取得と同程度の実現を図るために、環境マネジメントプログラムの作成に取り組むなど、目標達成に努めている。具体的な施策として「庁舎に電力量計設置計測・削減目標値設定」、「省エネメッセージをパソコンに掲載」、「定時自動消灯の実施」などにより職員の省エネ意識の醸成を図っている。

エ 経営の健全化【基本戦略4】

継続的に安定した事業経営を行うため、経営基盤の強化を目的としている。管理指標の目標値と現状値は次表のとおりである。

経営目標	管 理 指 標		計画策定時	現状 (値)	目 標 (値)	
	項 目	備 考 (内容・算定式等)			22年度	27年度
経営基盤の強化	企業債残高	企業債残高が基準年度の目標値以下であること	(16年度末実績) 172億円	(18年度末実績) 155億円	115億円以下	80億円以下
	職員数の削減	(職員数：管理者を除く)	(17年度当初) 461人	(19年度当初) 410人	400人以下	22年度より削減

(注) 経営目標「営業の強化」については、水道事業に関する管理指標が設定されていないので、表中には掲げていない。

＜経営基盤の強化＞

企業債残高縮小・職員数削減の取組を着実に実践し、目標達成に努めている。

オ 業務執行体制の強化【基本戦略5】

合理的、効率的な事業運営を実現するため、業務執行体制の強化を目的とし、3つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は次表のとおりである。

経営目標	管 理 指 標		計画策定時	現状 (値)	目 標 (値)	
	項 目	備 考 (内容・算定式等)			22年度	27年度
新たな経営手法の導入	新たな経営分析方法の確立	定期的に他事業者と比較、経営状況の推移を分析するための方法が確立していること	-	(検討中)	実施済であること	→
業務改善の推進	経常的経費の削減割合	販売量当たりの一般管理費(主要3事業平均)	(16年度実績値を100とする)	(18年度実績) 100.5	95以下	90以下
業務品質の向上	お客さまからの評価指標	利便性の向上、信頼性の向上、維持管理の充実に対するお客さま評価指標の平均	-	(22年度調査予定)	50%以上	70%以上

＜新たな経営手法の導入＞

財政健全化法に示される健全化指標等を踏まえ、経営分析方法を検討中としている。

＜業務改善の推進＞

経常的経費の削減に向けて目標達成に努めているが、18年度実績は16年度に比べ増加している。

＜業務品質の向上＞

顧客サービスの向上を図るため、企業局統合情報システムの構築や当直体制の見直し強化に取り組むなど、目標達成に努めている。

カ 職員の資質と能力の向上【基本戦略6】

多様化するお客さまニーズに適切に対応するため、職員の資質と能力の向上を目的とし、4つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は次表のとおりである。

経営目標	管 理 指 標		計画策定時	現状 (値)	目 標 (値)	
	項 目	備 考 (内容・算定式等)			22年度	27年度
職員資質の向上	職員の研修時間	年間1人当たり研修時間の向上を図る	(16年度実績) 2.6時間/年	(18年度実績) 11時間/年	12時間以上/年	16時間以上/年
意識改革の推進	プロジェクト等の参加(延べ)人数	対象：企業局プロジェクト、局内(組織横断的)ワーキング	(16年度実績) 145人	(18年度実績) 238人	170人以上	全職員の半数(約200人)
職場の活性化	企業局職員提案件数	対象：業務に対する改善策等	-	(19年度実績) 13件	20件/年	40件/年
知識及び経験等の情報集積	知識・経験のデータベース化	集積した知識・経験等を必要ときに職員に提供し、職員の仕事の質や生産性の向上を実現する仕組みが構築されていること	-	(構築中)	構築済であること	→

<職員資質の向上・意識改革の推進・職場の活性化>

研修時間数、プロジェクトチーム・ワーキンググループへの参加人数、職員提案件数はいずれも上昇しており、目標達成に努めている。

<知識及び経験等の情報集積>

企業局における特有の知識の集積・共有化を図る「ナレッジマネジメントシステム」構築に取り組んでおり、目標達成に努めている。

(3) まとめ

18年度を初年度とする10か年の中長期基本計画を推進するため、19年度から特別経営会議、部内戦略会議、行動計画検討会議を設置し、各会議における評価を通して計画の進行管理に努めている。

また、中長期基本計画に掲げた経営目標の現在の進捗状況は、老朽管対策・耐震化の推進、危機管理の充実、業務執行体制の強化などで一部に遅れが見受けられるものの、全体的には目標達成に向け鋭意取り組んでおり、おおむね順調に推移している。

2 料金の設定等

(1) 料金設定

ア 原価計算と料金設定の基本的な方法

地方公営企業法では「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」(第21条第2項)とあり、ここでいう「原価」とは、損益計算上の費用すなわち営業費のほか支払利息など経営に要する費用の原価を基準とし、健全な事業運営を確保することができるものでなければならないといわれている。(改訂地方公営企業法逐条解説)

本市の水道料金は、この基本に沿って原価計算は、下記の社団法人日本水道協会(以下「日水協」という。)の水道料金算定要領に準じており、総括原価を取り入れ、料金算定期間中の人件費などの営業費用に企業債の支払利息や施設の維持、拡大に必要な資産維持費(本市では施設改良費)など事業を健全に運営していくために必要な資本費用を加え、この算定された総費用から料金以外の口径別収入や一般会計負担金等の控除項目を差し引き総括原価としている。

<日水協の料金設定要領>

水道料金は過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならないとされている。これが通常、総括原価といわれるところから、料金総収入額は総括原価に等しいものとして決定される。

イ 現行料金設定の考え方(15年度改定)

平成15年4月の料金改定は、県水受水単価が15円/m³(134円→119円)引き下げられたことを契機に、料金引下げを行う基本方針の下、15年度から18年度までの4か年の期間原価を基準としている。

期間中に総括原価に折り込んだ経費や財源は次のとおりである。

総括原価	維持管理費	人件費	動力費	修繕費	薬品費
		物件費	受注工事費	受水費	
	資本費	減価償却費等			
		支払利息等			
		施設改良費（日水協では資産維持費と称している）			
控除項目	料金収入以外の収入				
	14年度末繰越利益剰余金				

(ア) 期間原価計算の基礎とした有収水量等

a 有収水量等の見込み

有収水量等の見込みは次表のとおりである。

(単位：m³・%)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	4か年合計
年 間 配 水 量	61,600,000	61,144,615	60,753,290	60,364,469	243,862,374
有収水量（年間販売量）	56,000,000	55,641,600	55,285,494	54,931,667	221,858,761
有 収 率	90.9	91.0	91.0	91.0	91.0

期間中の有収水量の想定は過去5年の前年度比率の平均値（△0.64%）を採用し、遞減するものと見込んでいる。

しかし、料金収入の算定に必要と思われる用途別や段階別の有収水量、需要家数など詳細な分析や積算を行っていない。

b 改定前の損益収支の見込み

改定前の損益収支の見込みは次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分		年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	4か年 収支計画額
収益的 収入	水 道 料 金		(9,172,000) 9,520,000	(9,113,135) 9,459,072	(9,054,811) 9,398,534	(8,996,859) 9,338,383	(36,336,805) 37,715,989
	一 般 会 計 補 助 金 等		72,684	73,784	75,301	76,434	298,203
	そ の 他		1,279,324	1,262,260	1,248,963	1,235,847	5,026,394
	計		(10,524,008) 10,872,008	(10,449,179) 10,795,116	(10,379,075) 10,722,798	(10,309,140) 10,650,664	(41,661,402) 43,040,586
収益的 支出	営 業 費 用	人 件 費	1,121,517	1,121,517	1,121,517	1,121,517	4,486,068
		動 力 費	80,285	81,718	80,848	80,818	323,669
		修 繕 費	641,044	650,568	687,475	715,670	2,694,757
		薬 品 費	18,000	17,737	17,512	17,287	70,536
		物 件 費	685,825	723,040	721,950	721,331	2,852,146
		受 注 工 事 費	525,618	525,618	525,618	525,618	2,102,472
		受 水 費	3,616,615	3,616,615	3,616,615	3,616,615	14,466,460
	資 本 費	減 価 償 却 費 等	2,151,637	2,176,910	2,331,886	2,421,815	9,082,248
		支 払 利 息 等	986,450	928,506	845,371	773,360	3,533,687
		施 設 改 良 費	642,204	616,207	586,180	661,634	2,506,225
	計	10,469,195	10,458,436	10,534,972	10,655,665	42,118,268	
経 常 利 益			(54,813) 402,813	(△ 9,257) 336,680	(△ 155,897) 187,826	(△ 346,525) △ 5,001	(△ 456,866) 922,318
繰 越 利 益 剰 余 金			(511,679) 859,679	(502,422) 1,196,359	(346,525) 1,384,185	(0) 1,379,184	

(注) 1 14年度末の繰越利益剰余金は456,866千円（見込値）である。

2 収益的収入「その他」は受注工事収益や口径別収入など「水道料金」、「一般会計補助金等」以外の収益的収入である。

3 () 内の数値は料金改定後の見込み数値である。

(a) 収益的収入

- ・水道料金…………… 改定前平均単価170円/㎡に有収水量見込みを乗じている。
- ・一般会計補助金等…… 公共消火栓維持管理費に対する負担金については、単価は15年度単価を据置きとし、栓数は過去5年平均の対前年度比より求め、これらに乗じて積算している。また、未普及地域解消事業については事業費ベースから算定、児童手当分については14年度予算据置きとしている。
- ・その他…………… 上記以外の収入で主なものとして、水道加入金は平均単価に対前年度比件数に乗じて算定。受注工事収益は15年度予算据置きである。

(b) 収益的支出

i 営業費用

- ・人件費…………… 職員数を15年度から据置きとし、給与水準も変わらないものとし、4年間同額としている。
- ・動力費…………… 5年平均の配水量1㎡当たりの動力費単価に見込み配水量を乗じている。
- ・修繕費…………… 期首償却資産額に修繕費率を乗じている。
- ・薬品費…………… 15年度予算並みの自己水1㎡当たりの薬品費に自己水配水量を乗じている。
- ・物件費…………… 事務効率化を想定して年0.10%減額するほか、新たな企業局統合情報システムの開発費用等を折り込んでいる。
- ・受注工事費…………… 15年度予算並みで据え置いている。
- ・受水費…………… 県水受水単価に責任水量を乗じている。

ii 資本費

- ・減価償却費等…… 減価償却費、資産減耗費は事業計画等を勘案し算定している。
- ・支払利息等…… 支払利息は、計算期間内での企業借入額を考慮した上で、見込んだ利率（政府債2.5%、公庫債2.5%）を乗じて積算している。その他は、繰延勘定償却や雑支出である。
- ・施設改良費…… 対象資産に平均的な自己資本構成比率（50%）と繰入率（過去5年平均の資産維持費）政府債利率の平均）を乗じて積算している。

(イ) 平均単価の算定

15年度の料金改定における「総括原価」及び「1㎡当たり平均単価」

(4か年の費用合計)		(料金収入以外の収入)		(総括原価)
42,118,268千円	-	5,324,597千円	=	36,793,671千円
(総括原価)		(繰越利益剰余金)		(料金算定の基礎とした総括原価)
36,793,671千円	-	456,866千円	=	36,336,805千円
(料金算定の基礎とした総括原価)		(4か年合計有収水量)		(1㎡当たり平均単価)
36,336,805千円	÷	221,858,761㎡	=	163.78円

平均単価の推移は、次表のとおりである。

改定日	平成5.6.1 (改定率9.76%)	平成9.4.1 (改定率11.39%)	平成15.4.1(現行) (改定率△3.66%)
平均単価	152.62円	170.00円	163.78円

(ウ) 料金体系

料金体系は基本料金と従量料金からなり、従量料金は用途別増量料金体系を採用している。平成15年度の料金改定は県水受水費の引下げに伴い行われたこともあって、広く家庭用及び業務用の引下げを行っており、特に家庭用の月間使用量100㎡以下の世帯の料金引下げに意を用いている。

なお、料金体系は次表のとおりである。

改定日 用途区分		平成5.6.1 (改定率9.76%)	平成9.4.1 (改定率11.39%)	平成15.4.1(現行) (改定率△3.66%)
給 水 使 用 料 金	家 庭 用	基本料金 (10m ³ まで) 円 1,120	〃 円 1,260	基本料金 (10m ³ まで) 円 1,200
		従量料金 (1 m ³ につき)		従量料金 (1 m ³ につき)
		10m ³ を超え20m ³ まで 106	118	10m ³ を超え20m ³ まで 113
		20m ³ を超え30m ³ まで 112	125	20m ³ を超え30m ³ まで 120
		30m ³ を超え50m ³ まで 136	〃 151	30m ³ を超え50m ³ まで 145
		50m ³ を超え100m ³ まで 159	177	50m ³ を超え100m ³ まで 170
		100m ³ を超え200m ³ まで 182	203	100m ³ を超え200m ³ まで 197
	200m ³ を超える 208	229	200m ³ を超える 222	
	業 務 用	基本料金 (10m ³ まで) 1,420	〃 1,600	基本料金 (10m ³ まで) 1,560
		従量料金 (1 m ³ につき)		従量料金 (1 m ³ につき)
		10m ³ を超え30m ³ まで 171	191	10m ³ を超え30m ³ まで 187
		30m ³ を超え50m ³ まで 195	218	30m ³ を超え50m ³ まで 213
		50m ³ を超え100m ³ まで 219	〃 245	50m ³ を超え100m ³ まで 239
		100m ³ を超え200m ³ まで 243	272	100m ³ を超え200m ³ まで 265
		200m ³ を超え300m ³ まで 267	298	200m ³ を超え300m ³ まで 291
	300m ³ を超える 291	325	300m ³ を超える 317	
	公衆浴場用	基本料金 (100m ³ まで) 1,918	〃 1,918	基本料金 (100m ³ まで) 1,918
		従量料金 (1 m ³ につき) 100m ³ を超える 33	〃 33	従量料金 (1 m ³ につき) 100m ³ を超える 33
	特 殊 用	基本料金 (30m ³ まで) 9,700	〃 10,800	基本料金 (30m ³ まで) 10,800
		従量料金 (1 m ³ につき) 30m ³ を超える 460	〃 510	従量料金 (1 m ³ につき) 30m ³ を超える 510
	船 舶 用	1 m ³ につき 200	〃 220	1 m ³ につき 220
消火演習用	消火栓1個につき 放水時間10分までごと 880	〃 880	消火栓1個につき 放水時間10分までごと 880	

なお、料金改定時の通増度 (1 m³あたりの「最高単価÷最低単価」)の推移は、次表のとおりである。

改定日 用途別	平成5.6.1	平成9.4.1	平成15.4.1
家 庭 用	1.96	1.94	1.96
業 務 用	1.70	1.70	1.70

(2) 料金設定の検証

ア 設定時の計画 (見込み) と実績との比較

(ア) 有収水量

有収水量の料金設定時の見込みと実績との比較は、次表のとおりであり、各年度とも実績は見込みを大きく下回っている。

(単位：m³)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	4か年合計	
有収水量 (見込み) (A)	56,000,000	55,641,600	55,285,494	54,931,667	221,858,761	
有収水量 (実 績) (B)	54,899,608	54,705,076	54,550,855	53,487,138	217,642,677	
内 訳	家 庭 用	39,289,110	39,399,351	39,406,145	39,181,776	157,276,382
	業 務 用	15,535,279	15,242,864	15,082,966	14,247,273	60,108,382
	浴 場 用	44,498	38,812	36,227	30,573	150,110
	そ の 他	30,721	24,049	25,517	27,516	107,803
差 引 (B) - (A)	△ 1,100,392	△ 936,524	△ 734,639	△ 1,444,529	△ 4,216,084	

なお、料金設定時における有収水量の見込みは総量のみで行っており、詳細な積算内訳がないので、各用途別の水需要の見込みと実績の比較検証はできない。

(イ) 経営収支

設定時の収支計画と18年度実績との比較は次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分		48か月 収支計画額	同左12か月 換算額(①)	18年度 実績額(②)	差異 (=②-①)	比率(%) (=②/①)	
収益的 収入	水 道 料 金	36,336,805	9,084,201	8,617,319	△ 466,882	94.9	
	一般会計補助金等	298,203	74,551	58,207	△ 16,344	78.1	
	そ の 他	5,026,394	1,256,599	950,392	△ 306,207	75.6	
	計	41,661,402	10,415,351	9,625,918	△ 789,433	92.4	
収益的 支出	営業 費用	人 件 費	4,486,068	1,121,517	1,107,652	△ 13,865	98.8
		動 力 費	323,669	80,917	62,717	△ 18,200	77.5
		修 繕 費	2,694,757	673,689	553,938	△ 119,751	82.2
		薬 品 費	70,536	17,634	16,360	△ 1,274	92.8
		物 件 費	2,852,146	713,037	523,952	△ 189,085	73.5
		受 注 工 事 費	2,102,472	525,618	251,378	△ 274,240	47.8
		受 水 費	14,466,460	3,616,615	3,616,615	0	100.0
	資本費	減 価 償 却 費 等	9,082,248	2,270,562	2,266,840	△ 3,722	99.8
		支 払 利 息 等	3,533,687	883,422	629,726	△ 253,696	71.3
		施 設 改 良 費	2,506,225	626,556	478,285	△ 148,271	76.3
	計	42,118,268	10,529,567	9,507,463	△ 1,022,104	90.3	
	経 常 利 益		△ 456,866	△ 114,216	118,455	232,671	-
	繰 越 利 益 剰 余 金		0	0	1,110,633	1,110,633	-

(注) 48か月収支計画額とは15年度～18年度の収支計画額の合計額のことである。

料金設定時の収支計画と18年度実績を比べると、収入にあっては水道料金が有収水量の低落から計画以上の減額となり、収入合計では7億8,943万3千円の減少となっている。

一方、支出については、修繕費や物件費のほか支払利息や施設改良費の減少により、費用合計で10億2,210万4千円の減少となっている。

収入の減少額を支出の減少額が上回ったため、料金算定期間の最終年度(18年度末)繰越利益剰余金を0円と見込んでいたものが、実績は11億1,063万3千円となり計画と大きく乖離している。

イ 設定時の計画(見込み)と19年度予算との比較

現行料金の原価は、15年度から18年度までの見込原価を基礎とするものであるが、その後料金改定が行われていないので、設定時の収支計画と19年度当初予算とを比較すると、次表のとおり収入支出とも大きく乖離している。

(単位：千円)

区 分		48か月 収支計画額	同左12か月 換算額(①)	19年度 予算額(②)	差異 (=②-①)	比率(%) (=②/①)	
収益的 収入	水 道 料 金	36,336,805	9,084,201	8,451,500	△ 632,701	93.0	
	一般会計補助金等	298,203	74,551	54,380	△ 20,171	72.9	
	そ の 他	5,026,394	1,256,599	950,858	△ 305,741	75.7	
	計	41,661,402	10,415,351	9,456,738	△ 958,613	90.8	
収益的 支出	営業 費用	人 件 費	4,486,068	1,121,517	1,150,754	29,237	102.6
		動 力 費	323,669	80,917	64,029	△ 16,888	79.1
		修 繕 費	2,694,757	673,689	561,712	△ 111,977	83.4
		薬 品 費	70,536	17,634	21,277	3,643	120.7
		物 件 費	2,852,146	713,037	571,355	△ 141,682	80.1
		受 注 工 事 費	2,102,472	525,618	276,095	△ 249,523	52.5
		受 水 費	14,466,460	3,616,615	3,616,615	0	100.0

支 出	資本費	減価償却費等	9,082,248	2,270,562	2,326,517	55,955	102.5
		支払利息等	3,533,687	883,422	554,148	△ 329,274	62.7
		施設改良費	2,506,225	626,556	520,922	△ 105,634	83.1
		計	42,118,268	10,529,567	9,663,424	△ 866,143	91.8
経常利益		△ 456,866	△ 114,216	△ 206,686	△ 92,470	181.0	
繰越利益剰余金		0	0	903,947	903,947	-	

(3) 料金に算入した施設改良費(資産維持費)の検証

ア 施設改良費の基本的な考え方

施設改良費は、施設の更新・改良(施設維持)投資資金を料金算定の原価に折り込んだものであり、一般的に資産維持費と呼ばれるものである。

本市は、以下の算式による額を施設改良費として原価に算入している。

施設改良費 = 対象資産 × 資産維持率

資産維持率 = 平均的な自己資本構成比率 × 繰入率

なお、本市においては、この施設改良費を毎年度収益的支出(現金外支出)として費用化し、自己資本に組み入れる経理を行っている。

イ 施設改良費の料金算入と実績との比較

料金設定時に原価に算入した施設改良費と現実に収益的支出とし自己資本に組み入れた実績を比較すると、次表のとおりであり、資産維持率を料金設定時の見込みより低下させたため、施設改良費の実績は見込みを下回っている。

(単位：千円・%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	4か年合計
料金算入 (A)	資産維持率	(1.20)	(1.14)	(1.08)	(1.13)	
	金額	642,204	616,207	586,180	661,634	2,506,225
実 績 (B)	資産維持率	(1.20)	(1.00)	(0.90)	(0.91)	
	金額	642,204	535,696	477,718	478,285	2,133,903
差 引 (B)-(A)	金額	0	△ 80,511	△ 108,462	△ 183,349	△ 372,322

ウ 資産維持事業に充当可能額と資産維持投資額との実績比較

施設改良費が、資産維持投資資金を調達するものであるところから、原価計算期間とした15年度から18年度における資産維持事業に充当可能な額と投資額の実績を比較検証すると次表のとおり、資産維持投資額が充当可能な資金を下回っている。

(単位：千円)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	4か年合計
固定資産 減価償却費	(A)	2,041,330	2,063,619	2,073,204	2,171,333	8,349,486
企業債償還金 (定時償還)	(B)	1,220,661	1,284,846	1,185,577	1,142,000	4,833,084
小 計	(A)-(B) (C)	820,669	778,773	887,627	1,029,333	3,516,402
施設改良費として 自己資本組入額	(D)	642,204	535,696	477,718	478,285	2,133,903
資産維持事業に充当可能額	(C)+(D) (E)	1,462,873	1,314,469	1,365,345	1,507,618	5,650,305
資産維持投資額	(F)	1,129,643	1,287,265	1,270,556	1,433,882	5,121,346
差 引	(E)-(F)	333,230	27,204	94,789	73,736	528,959

(注) 1 固定資産減価償却費は有形固定資産分である。

2 資産維持投資額は、水道施設改良事業費の実績である。(拡張事業費は含まない。)

3 なお、水道加入金は、水道の新旧使用者の負担の公平を図るため給水装置を新設又は増径する使用者から徴収しているが、本市においては、料金原価を抑える収入とし、水道施設整備費用には充

てていない。

エ 施設改良費（資産維持費）の経理処理上の問題点

地方公営企業法第21条第2項で「……料金は、……、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」としていることから、料金設定に際し、資産維持投資資金が不足しないように事業報酬として適正な額を原価に折り込むことは認められると解釈されている。

本市の水道事業にあっては、この事業報酬に相当する施設改良費を料金原価に折り込むばかりでなく毎年度費用計上し利益発生を抑制する会計経理を行っている。その理由は、正しく会計経理を行うと毎年度の損益収支がプラスとなり、料金水準が必要以上に高く利潤を生じているかの誤解を生む恐れもあることから、施設改良費が健全な事業運営を行うための必要経費であることを明確に位置づけるために、あえて会計経理上、費用化しているように思える。

しかしながら、地方公営企業の会計経理においては、費用計上は発生主義を採っており、資産更新費用として減価償却、減価償却を超える資産維持費用として修繕引当金がそれぞれ費用化できることとなっていることから、毎年度これに加えて施設改良費という費用発生を認識し会計経理を行うことは合理性に欠けるといわざるを得ない。

(4) まとめ

料金の設定については、日水協の算定要領に準じ料金算定期間内における総括原価を基本としている。

しかし、15年度の料金設定は、15年度から18年度までの期間原価を基準としているが、結果として料金設定時の損益収支が18年度実績や19年度予算と比べて大きな差異を生じている。

また、料金原価に施設改良費を算入しているにもかかわらず、資産維持投資額が資産維持事業に充当可能額より少ないものとなっていることから、経年管の更新や耐震化の推進など資産維持投資のあり方が問われるところである。

3 料金の徴収

(1) 水道料金の徴収事務及び減免事務

ア 徴収事務の体制

ガス・水道料金及び下水道使用料等の徴収事務はお客さまサービス課内の料金センターが担当している。その人数及び業務内容は次のとおりである。

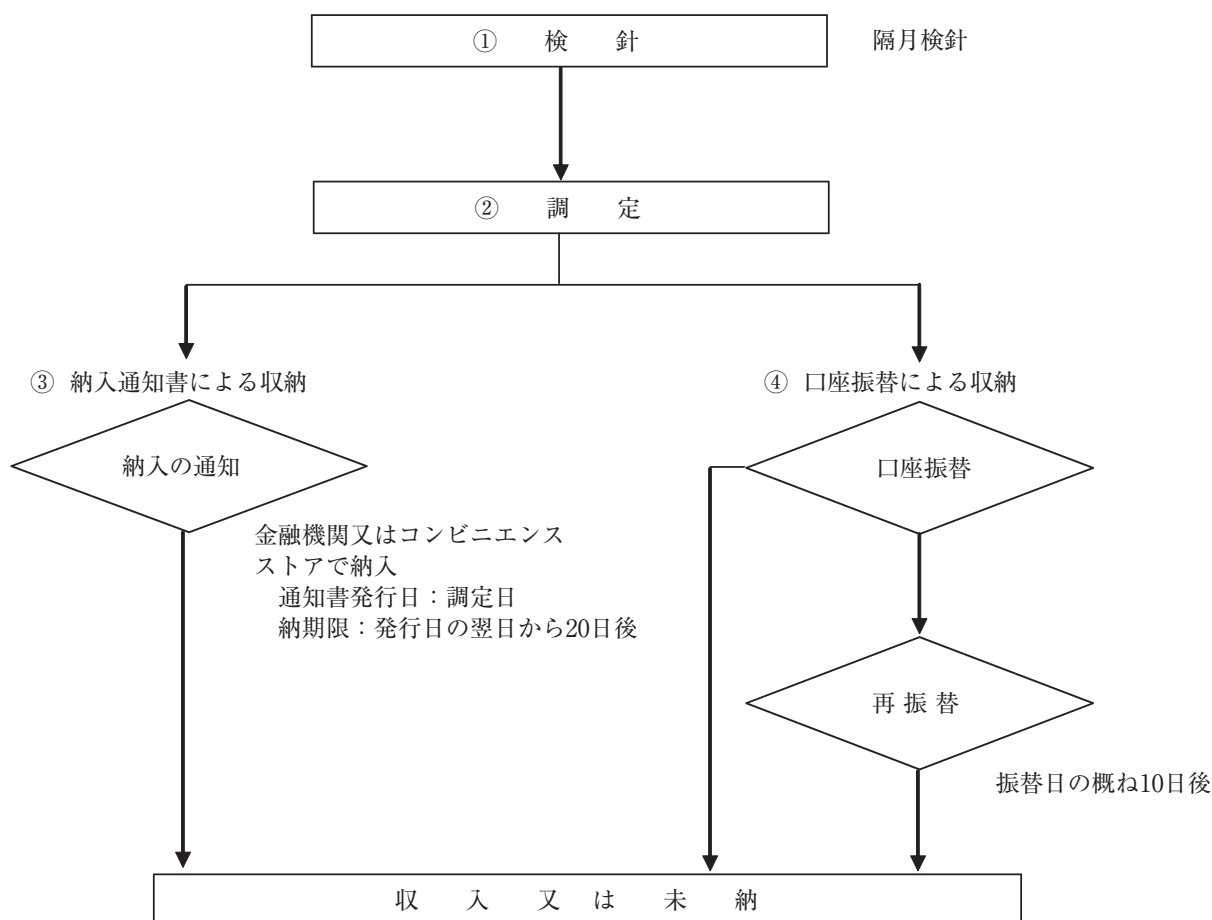
(19年12月末日現在)

料金センター	人 数	業 務 内 容	
		うち水道事業	
所長及び所長補佐	2	1	
計量グループ	6	2	メータの検針結果の検証等
調定グループ	7 (2)	4 (2)	料金の調定
収納グループ	9	4	料金の徴収及び滞納整理、水道・ガスの供給停止処分等
	4 (3)	1	企業局及び市役所内窓口での料金の収納
計	28 (5)	12 (2)	

(注) 人数の()は、非常勤職員で内数である。

なお、ガス・水道メータの検針業務を財団法人金沢市水道サービス公社に委託しており、44名の検針員が業務を行っている。

イ 徴収事務の流れ



① 検針

水道料金を算定するため、メータにより使用量を計量している。メータの検針は原則2か月に1回行う。検針業務は財団法人金沢市水道サービス公社に委託しており、44人の検針員がハンディターミナルによる検針、検針票による使用量のお知らせのほか、異常使用量やメータの異状等の確認業務も行っている。

② 調定

検針結果をチェックし、検針による使用量を基に水道料金を決定している。

メータの異状で検針できないなど特別な事情のある場合には、前回又は前年同期の使用量を基準として使用量を認定している。

③ 納入通知書による収納

水道料金は検針日の翌日から30日以内に徴収することとし、調定後、直ちに納入通知書を発行しお客さまに郵送している。なお、納期限は納入通知書発行日の翌日から20日後に設定しており、お客さまは金融機関又はコンビニエンスストアで納付することができる。

④ 口座振替による収納

お客さまが水道料金を口座振替の方法で納付する手続きを行っている場合、金融機関に設定した口座から収納する。振替できなかった場合は、お客さまに通知の上、納期限内に再振替を行っている。

ウ 水道料金の減免

貧困のため公の援助を受ける者の願出があったとき、公益上その他特別の事由により減免の必要があると認める願出があったときに水道料金（給水使用料金）を減免することができるとしている。

(ア) 貧困のため公の援助を受ける者に対する減免

(根拠) 水道給水条例第31条第1項、水道給水使用料金減免要綱

(対象) 療養援護（注）を受けている者で水道料金を完納している者

（注）生活保護法の適用を受けるに至らないが、医療費の支出により生活に困窮している世帯に対し療養費の全部又は一部を補給する制度（金沢市援護規則）

(概 要) 管理者が減免することを認めた日(認定日)以後の最初の検針に係る月分から認定日以後1年以内の期間について、家庭用の給水使用料金の基本料金相当額を減免する。(19年度実績(20年1月末日現在)9件)

(問題点) 減免とは債務の履行義務を免除するものであり、既に履行された債権を免除するものではないにもかかわらず、減免決定に際し完納していることを要件とし、納入済みの料金を減免し還付する事務処理が行われている。

(イ) 消融雪装置の設置者に対する減免

(根 拠) 水道給水条例第31条第2項、消融雪水道料金減免要綱

(対 象) 道路に接する敷地内に消融雪装置を設け、冬期間消融雪のために家庭用水道水を使用する者で水道料金を完納している者

(概 要) 消融雪のため水道水を使用した場合、給水使用料金から、使用水量の10分の3を減じ計算した給水使用料金を差し引いた額を減額する。減免の申請はお客さまが消融雪装置やメータを設置したときに行っている。(19年度実績(20年1月末日現在)13件)

(問題点) 消融雪装置の設置者に対する減免は、私有地内の消融雪に使用する水道水を軽減するものであり、公益上の理由による減免としては疑義がある。

(2) 水道料金の収入状況と未納管理

ア 水道料金の収入状況

(ア) 調定年度別収入状況

調定年度別の収入状況は次表のとおりであり、現年度分及び過年度分を合わせた収入率は約99.8%と良好な水準にある。

(単位：件・千円・%)

区 分		16 年 度		17 年 度		18 年 度		
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
現 年 度 (現年調定)	調 定 額 (A)	1,112,694	9,604,037	1,122,742	9,561,499	1,136,173	9,320,316	
	収 入 額 (B)	1,051,582	9,138,244	1,059,975	9,091,009	1,071,487	8,856,215	
	収 入 未 済 額	61,112	465,793	62,767	470,490	64,686	464,101	
	収 入 率 (B)/(A)		95.15		95.08		95.02	
過 年 度	調 定 の 翌 年 度	収 入 額	58,454	442,894	59,704	455,521	60,815	444,618
		収 入 未 済 額	2,658	22,899	3,063	14,969	3,871	19,483
		収 入 率		4.61		4.76		4.77
	調 定 の 2 年 度 後	収 入 額	279	1,752	248	1,834		
		収 入 未 済 額	2,379	21,147	2,815	13,135		
		収 入 率		0.02		0.02		
	調 定 の 3 年 度 後	収 入 額	60	202				
		収 入 未 済 額	2,319	20,945				
		収 入 率		0.00				
計	収 入 額 (C)	1,110,375	9,583,092	1,119,927	9,548,364	1,132,302	9,300,833	
	収 入 未 済 額	2,319	20,945	2,815	13,135	3,871	19,483	
	収 入 率 (C)/(A)		99.78		99.86		99.79	

(注) 数値は、19年9月末日現在のものである。

(イ) 納入方法別収入状況

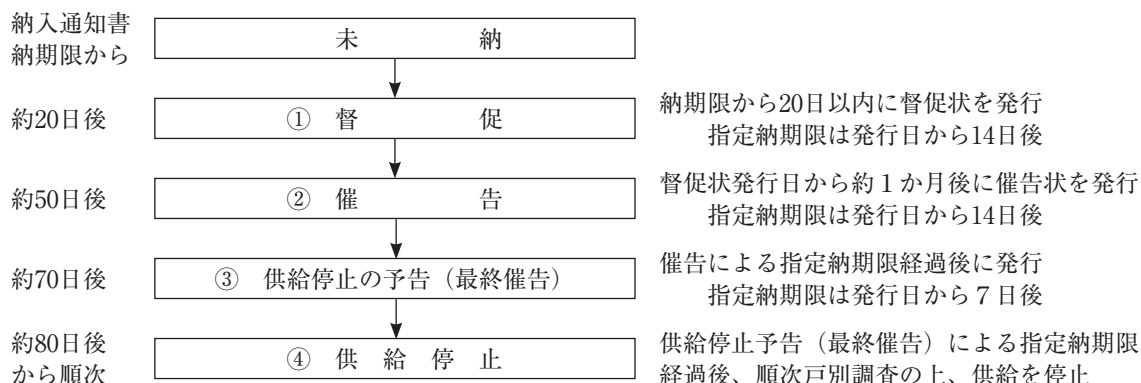
現年度収入の納入方法別収入状況は次表のとおりであり、口座振替による納入が件数、金額で大半を占め、平成14年度から開始したコンビニエンスストアでの収納が件数、金額とも増加傾向にある。

(単位：件・千円・%)

区 分		16 年 度		17 年 度		18 年 度		
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
口 座 振 替	件数・金額	864,432	6,847,268	865,035	6,885,541	869,239	6,717,173	
	比 率	82.2	74.9	81.6	75.7	81.1	75.8	
口 座 振 替 以 外	金 融 機 関 納 付	件数・金額	89,980	1,840,133	84,660	1,692,398	81,161	1,580,330
		比 率	8.5	20.2	8.0	18.6	7.6	17.9
	コ ン ビ ニ 納 付	件数・金額	85,918	392,305	99,738	461,192	110,467	504,647
		比 率	8.2	4.3	9.4	5.1	10.3	5.7
	窓 口 等 職 員 へ の 直 接 納 付	件数・金額	11,252	58,538	10,542	51,878	10,620	54,065
		比 率	1.1	0.6	1.0	0.6	1.0	0.6
	小 計	件数・金額	187,150	2,290,976	194,940	2,205,468	202,248	2,139,042
		比 率	17.8	25.1	18.4	24.3	18.9	24.2
計		件数・金額	1,051,582	9,138,244	1,059,975	9,091,009	1,071,487	8,856,215

イ 水道料金の未納管理

(ア) 供給停止までの実務の流れ



① 督 促

納期限までに納入されないときは督促しなければならず、財務規則第59条によると、納期限後20日以内に督促状を發し、かつ発行日から10日以内において指定納期限を定めなければならないとされている。しかし、ガス料金の納期限(納入通知書発行日の翌日から50日以内に徴収)に合わせて指定納期限を設定しガス料金の納付書と水道料金・下水道使用料の督促状を同一の文書で送付しているため、督促の納期限は発行日から10日以内とせず14日後としている。

また、督促状を發行した場合、督促状發行回議簿に記載しなければならないが、料金の収納や更正等により督促状の送付を差し止めたものについても督促状發行回議簿に記載され、差し止めの理由も明記されていないので、督促状送付が適正に行われたことが検証できない状況となっている。

なお、延滞金(延滞利息)については徴収していない。

② 催 告

督促状の指定納期限を過ぎても納入しない者に対し、改めて納期を指定して納入を催告しており、督促状発行日の約1か月後に催告状を發行し、指定納期限を14日後としている。

③ 供給停止の予告(最終催告) ④ 供給停止

水道料金を督促しても、なお納入しないときは、その理由の継続する間、給水を停止することができる。水道給水条例第32条第1号に定められており、催告による指定納期限到来後、未納の場合は供給停止予告(最終催告)を送付し、滞納整理経過票に記入している。供給停止予告(最終催告)には指定期日(発行日から7日後)までに納入されない場合は供給を停止することとしている。

供給停止の解除は、滞納料金を全額納入するか、一部を納入し残額の支払いを約束したときなどに行うこととしている。

供給停止件数の推移は次表のとおりである。

区 分	単位	16年度	17年度	18年度
供給停止件数	件	1,371	1,666	1,642

(イ) その他の未納管理

a 徴収停止

債務者の所在が不明であり、差し押さえることのできる財産の価格が強制執行の費用をこえないと認められるときなど債権の履行が著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができるとしており、徴収停止の手続きが行われている。

b 債権の申出

債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとることとしており、債務者が破産宣告を受けた場合などに債権申出書を関係執行機関あてに送付している。

・19年度実績（20年1月末日現在） 17件

c 支払督促の申立て

債務者が明確で支払督促の送達が可能であり給水装置等の構造上給水停止ができない場合などに民事訴訟法の規定による支払督促の申立てを裁判所に行っている。

・19年度実績（20年1月末日現在） 3件

(ウ) 不納欠損処分

調定された債権が徴収し得なくなった場合、その債権額を表示して整理する決算上の取扱いとして行うものであるが、水道料金については地方自治法第236条第1項に基づき公法上の債権と同様に5年を経過したものについて不納欠損処理を行っている。

不納欠損処分の状況は次表のとおりであり、件数及び金額とも年々増加している。

区 分	単位	16年度	17年度	18年度
不納欠損件数	件	1,374	1,508	1,876
不納欠損額	千円	9,357	8,465	11,449

なお、15年10月の最高裁判所判決において、水道供給事業者としての地方公共団体の地位は、一般私企業と特に異なるものではないため、水道供給契約は私法上の契約であり、水道料金債権は私法上の金銭債権として消滅時効は民法第173条第1号による2年が適用されるとの判断が示された。

そこで、水道料金債権の管理・取扱いについて、これまでの公法上の債権から私法上の債権へと移行する必要がある。

すなわち、消滅時効は5年から2年となるが、債務者が時効を援用するか、又は、債権者が債権を放棄しない限り、債権が永遠に残ることとなる。

もっとも、こうした不確定な債権の決算経理上の取扱いとして不納欠損処分は可能である（その場合、簿外債権として管理する必要がある）が、債権の放棄は条例に特別の定めがある場合を除くほか、議会の議決を得る必要がある。

したがって、これら一連の債権管理のあり方を十分検討し改善する必要がある。

(3) まとめ

水道料金の徴収及び未納管理については、定められた手続きに則しおおむね適正に実施されている。しかし、未納債権の管理について、延滞金（延滞利息）の徴収は行われていない。

また、水道料金の減免について、消融雪装置の設置者に対する減免は私有地内の消融雪のため水道水を使用するものであることから、水道給水条例第31条第2項に定める公益上の理由による減免としては疑義がある。

なお、近年の最高裁判決で水道料金債権については私法上の債権であり消滅時効が2年であると判断されたことから、債権管理の方法を見直す必要がある。

4 経年管の更新等

(1) 経年管更新の取組とその計画

ア 経年管更新の取組

経年管は、一般的には減価償却の基礎とする法定耐用年数40年を経過した老朽管を指すものであるが、本市においては、給水を開始した昭和5年から40年前半までに布設した鑄鉄管（C I P管）を経年管として位置づ

け、これをダクタイル鋳鉄管（DCIP管）へ更新することを経年管対策としている。

現在、昭和5年から平成19年までの77年間使用されている管があることから、中長期基本計画においても、耐用年数を40年から80年に置き換えて、昭和45年に布設した最後の鋳鉄管の耐用年数が切れる5年前の平成57年を更新目標年として、鋳鉄管をダクタイル鋳鉄管とすることとしている。

(注) 1 鋳鉄管とは、鉄・炭素・ケイ素からなる鉄合金（鋳鉄）で作られた水道管のことで、ダクタイル鋳鉄管が製造されたことにより、現在はほとんど製造されていない水道管である。また、鋳鉄に含まれる黒鉛の形状がねずみの尻尾のように細く尖ったものを「ねずみ鋳鉄」というが、これは脆く壊れやすい特性がある。

2 ダクタイル鋳鉄管とは、鋳鉄に含まれる黒鉛を球状化して作られたもので、鋳鉄管と比べて強度、延性及び靱性に富み、耐食性、加工性にも優れた水道管である。

イ 経年管の更新計画と実施状況

経年管（老朽管）対策について、中長期基本計画では管理指標で次表のとおり定められている。

基本戦略	経営目標	管理指標		現 状 (値)	目 標 (値)	
		項 目	備考 (内容・算定式等)		22年度	27年度
安全・安心の追求	老朽化対策の推進	老朽管残存延長	対象：ねずみ鋳鉄管の長さ (計画どおり実施されること)	(18年度末実績) 414km	360km 以下	300km 以下

現在、20年度から24年度までの5か年における配水管改良の整備計画が策定されており、毎年12kmの経年管を更新することとしている。

しかし、この計画を実行しても、22年度末の鋳鉄管ストック（残存延長）が370kmとなり、中長期基本計画で定めた22年度目標値360km以下を達成できない状況にある。

なお、中長期基本計画で定めた目標を達成するための具体的な計画（老朽管更新計画）を20年度に策定することとしている。

耐震化等の改良を目的とする上水道安全対策事業による経年管の更新実績は、次表のとおりとなっている。

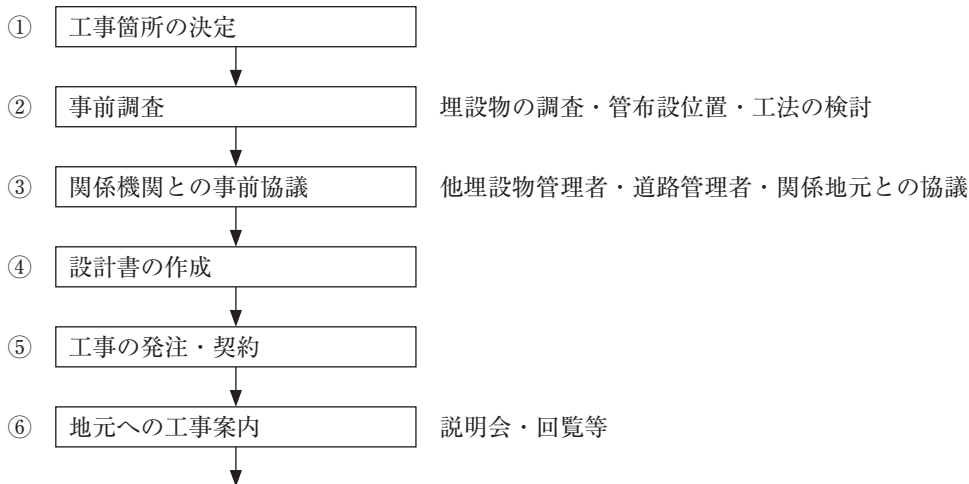
区 分	16年度	17年度	18年度	18年度末	
更新工事費 (億円)	6.9	4.2	3.8	配水管等全体延長 (km) 2,372	
更新実績 (km)	8.4	6.2	4.8		
うち ねずみ鋳鉄管更新 (km)	5.8	3.9	4.5	うち ねずみ鋳鉄管延長 (km) 414	

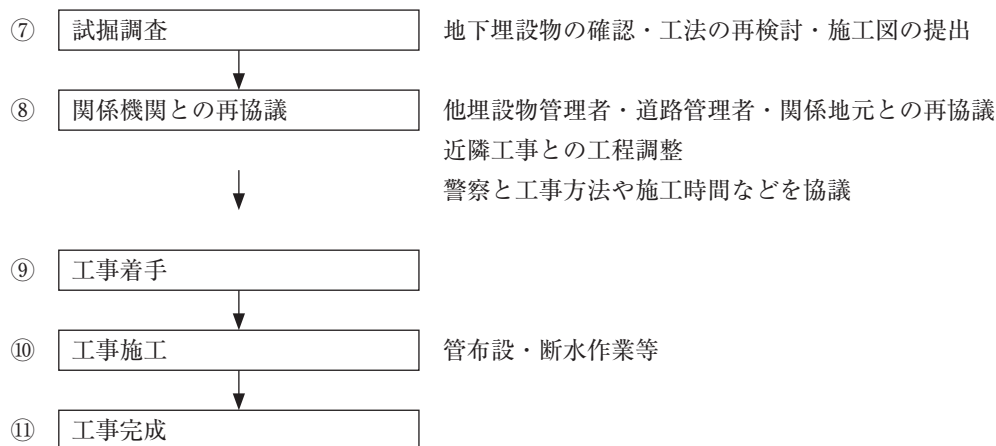
(2) 経年管等配水管改良工事の執行

ア 配水管改良工事の概況

経年管の更新を含め配水管の改良工事が進められており、18年度に竣工した設計金額600万円以上の工事件数は23件であり、その当初設計金額の合計は5億9,445万円となっている。

配水管改良工事は、次の流れのとおり進めることとなっている。





イ 配水管改良工事契約の変更状況

18年度配水管改良工事の設計金額600万円以上の工事契約変更の状況は次表のとおりであり、すべての工事において契約変更が行われている。

(単位：件・%)

区 分		総工事数	金 額 変 更		工 期 変 更	
			金額変更有	金額変更率 ±20%超	工期変更有	工期変更率 ±20%超
配水管改良工事等	件数	23	23	6	10	4
	比率	-	100.0	26.1	43.5	17.4

<変更の状況>

- ・ 工事件数23件のうち、金額変更は23件すべてで行われており、工期変更は10件（43.5%）で行われている。
- ・ 金額変更率は20%以上30%未満増加が3件、30%以上増加が3件と、20%以上の金額変更を行っているものが全体の26.1%を占めている。

<変更の理由>

設計金額及び工期の変更理由は、既設支障物の発見、関係機関等との調整など、事前調査や事前協議の不足によるものが多く見受けられる。

(3) まとめ

「安全・安心の追求」の基本戦略の下、老朽化対策として経年管の更新整備を進めることとしているが、目標水準が低く、また、その進捗が遅れており、膨大な延長の経年管ストックを抱えている。

また、経年管整備工事の執行について、契約変更が常態化しており、中には、着工準備段階での事前調査や事前協議の不備から、契約金額が20%以上も変更になった事例が見受けられる。

5 経営基盤健全化の取組

(1) 企業債の低利借換え及び発行抑制

企業債に関する健全化の取組として、低利企業債への借換え及び新規発行の抑制を行い、将来の経費負担の軽減に努めている。

借入先及び現在高の利率別内訳については次表のとおりであり、17年度からは、将来の金利負担軽減のために、借換債の新規発行による高金利債の償還を行い、高金利債の全体に占める割合が少なくなっている。

(単位：百万円・%)

借入先	18年度末 現在高	現在高の利率別内訳				構成比率
		1.5%以下	1.5%超 3.0%以下	3.0%超 4.5%以下	4.5%超	
政府資金	10,602	2,193	5,118	1,059	2,232	68.5
公営企業金融公庫	4,868	-	3,006	575	1,287	31.5
合計	15,470	2,193	8,124	1,634	3,519	100.0

合計額構成比率	100.0	14.2	52.5	10.6	22.7	-
〃 (17年度)	100.0	13.5	45.4	10.4	30.7	-

また、19年度以降は借換債以外の新規発行はせずに、補助金等の活用により財源を確保し、将来利息負担の軽減や企業債残高の減少につながるものについては積極的に対応するとしている。

企業債の発行・償還額及び残高の推移は次表のとおりであり、これまでのところ、計画と実績に大きな差異はなく（おおむね計画どおりに推移）、将来の見込みについても、中長期基本計画で示した目標値を達成できるとしている。

(単位：百万円)

区 分	発行額	償還額 (元金)	残 高	目標値	企業債発行に係る主な施設改良内容・発行理由
17年度	計画	471	1,198		195百万円：16年度許可債繰越分（第5次拡張事業ほか） 48百万円：17年度許可債前借分（第5次拡張事業ほか） 451百万円：公庫借換債
	実績	694	1,637	16,300	
18年度	計画	668	1,806		312百万円：17年度許可債繰越分（第5次拡張事業ほか） 295百万円：公庫借換債
	実績	607	1,437	15,470	
19年度	計画	1,889	3,014		借換債
	見込	1,889	3,014	14,345	
20年度	計画	232	1,396	13,181	借換債
21年度	計画	600	1,751	12,030	借換債
22年度	計画	0	1,004	11,026	
23年度	計画	0	805	10,221	11,500以下
24年度	計画	0	738	9,483	
25年度	計画	0	699	8,784	
26年度	計画	0	663	8,121	
27年度	計画	0	620	7,501	8,000以下

(2) 退職給与の引当

退職給与は、発生主義に基づく適正な期間損益計算を行うために、各事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した金額を基準とし毎年度実支出額を勘案しながら費用及び負債（引当金）の計上が求められている。

しかし、本市水道事業にあっては、退職給与の費用計上を予算で統制しており、実支払額が予算額を上回る近年は引当金の取崩しを行う方式をとっている。そのため、退職者が増加している近年は退職給与引当金残高が次表のとおり激減している。

(単位：千円)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度
退職給与金予算計上額 ①	102,562	130,000	140,000	140,000
〃 実支払額 ②	171,793	254,946	209,535	285,929
退職給与引当金繰入額・取崩(△)額 ①-②	△ 69,231	△ 124,946	△ 69,535	△ 145,929
退職給与引当金残高	435,109	310,163	240,628	94,699

18年度末日に在職する全職員が退職した場合に支払うべき金額は18億4,463万円（企業局算出）であるところから、18年度末引当金残高9,469万9千円は、その5.1%と極めて低い水準にある。

(3) 一般会計の費用負担（繰入）

地方公営企業は、経営に伴う収入をもって、その経費に充てる独立採算制が原則であるが、性質上その収入をもって充てることが適当でない経費や性質上能率的な経営を行ってもその収入のみをもって充てることが困難な経費については、総務省の基準や本市独自の基準に従って一般会計が負担することとしている。

19年度(予算)の一般会計からの繰入状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分		総務省基準	独自基準	計	繰 入 基 準
収益勘定	公共消火栓維持管理費	32,998	-	32,998	維持及び管理に係る工事費及び原材料費等
	未普及地域解消事業に係る企業債利息	-	18,487	18,487	償還費のうち一般会計の負担工事費に相当する額(利息分)
	職員の児童手当に要する一部経費	2,895	-	2,895	全額又は3/10
	計	35,893	18,487	54,380	
資本勘定	公共消火栓設置費	32,986	-	32,986	新設及び改良工事費
	未普及地域解消事業に係る企業債元金償還費	-	21,991	21,991	償還費のうち一般会計の負担工事費に相当する額(元金償還分)
	計	32,986	21,991	54,977	
合 計		68,879	40,478	109,357	

(注) 表中網掛け部分は、本市独自の基準によるものである。

(4) 低未利用資産の有効活用

中長期基本計画では、経営基盤の強化のため、未利用資産を売却するなどの有効活用を図ることとしている。

このうち、水道事業で所有する20年1月末日現在の低未利用地は以下のとおり3件であり、貸し付けしているものを含め売却を計画しており、経営基盤強化の努力がなされている。

- ・笠舞第2揚水場跡地
- ・金沢部品センター跡地
- ・長坂配水池跡地

(5) 職員数の削減

職員数の削減については、17年度に策定した「集中改革プラン」において、22年度の職員数の数値目標を設定し、これに基づいて削減に取り組んでいる。

水道事業における職員数の推移は次表のとおりであり、職員数は減少している。今後とも、犀川浄水場の管理業務や開閉栓業務など業務の一部民間化や配水部門と浄水部門の一元化による業務の効率化により、職員数の減員を図ることとしている。

(単位：人)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	22年度 (目標値)
水道事業における職員数	143	141	138	138	138	130
損益勘定	119	118	115	115	115	
資本勘定	24	23	23	23	23	
前 年 比 増 減	△ 2	△ 2	△ 3	0	0	

(6) 特殊勤務手当の廃止・見直し

中長期基本計画に沿って業務手当の廃止、特殊勤務手当の見直しを行うなどの諸手当の適正化を図っている。

特殊勤務手当の決算額の推移は次表のとおりであり、全体の8割以上の金額を占めている業務手当は22年度に廃止予定であり、変則勤務手当も算定方法を月額から勤務回数に見直ししている。

なお、中核市の特殊勤務手当の状況と比較すると本市は他都市より手当の種類が多い状況である。

(単位：千円)

区 分	算定方法	内 容	16年度	17年度	18年度
道 路 上 等 作 業 手 当	日 額	交通を遮断せずに行う維持、修繕作業	722	785	753
水 質 検 査 手 当	日 額	原水、配給水等の水質検査	121	95	84
変 則 勤 務 手 当	1 回 毎	該当課職員が深夜勤務した場合	621	614	609
	月 額	浄水センターに勤務する職員	665	658	0
検 針 手 当	日 額	計量器検針に従事	18	24	26

料 金 等 徴 収 手 当	月 額	常時滞納徴収従事者	474	474	474
停 止 手 当	日 額	水道給水条例違反による供給停止業務従事者	87	58	92
高 所 等 作 業 手 当	日 額	地上5m以上又は地下5m以上の箇所等での作業従事者(トンネル坑内を除く)	72	88	87
坑 内 作 業 手 当	日 額	トンネル坑内での調査や整備等の作業従事者	4	1	0
主 任 技 術 者 手 当	月 額	法定資格で主任技術者として選任され、従事する者	32	32	32
業 務 手 当 (廃止予定、経過措置中)	月 額	企業局職員であることにより支給	14,059	13,874	11,145
特 殊 勤 務 手 当 計			16,875	16,703	13,302

(7) 経営の状況(収益的収支の計画と実績)

中長期基本計画では、中長期財政計画の実現を重要施策に掲げ、目標達成に努めている。

収益的収支に係る中長期財政計画と経営実績の対比(17~19年度)は次表のとおりであり、計画策定時の数値設定の甘さから、実績と比較すると大きな差異が見受けられる。

計画策定後は毎年決算時及び予算編成時に計画数値のローリングを実施しており、さらには19年11月に水道事業経営健全化計画を策定し、23年度までの経営状況見通しを立てたところである。

(単位:百万円)

区 分		17 年 度			18 年 度			19 年 度			
		計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	予算	差異	
収 益 的	収 益 的 収 入	1 営 業 収 益	9,837	9,575	△ 262	9,783	9,229	△ 554	9,728	9,045	△ 683
		(1) 料 金 収 入	9,309	9,106	△ 203	9,254	8,877	△ 377	9,199	8,714	△ 485
		(2) 受託工事収益	452	393	△ 59	452	293	△ 159	452	275	△ 177
		(3) 他会計補助金	53	54	△ 1	54	36	△ 18	54	33	△ 21
		(4) そ の 他	23	22	△ 1	23	23	0	23	23	0
	2 営 業 外 収 益	442	404	△ 38	422	397	△ 25	430	412	△ 18	
	(1) 補 助 金	36	20	△ 16	23	22	△ 1	36	22	△ 14	
	(2) そ の 他	406	384	△ 22	399	375	△ 24	394	390	△ 4	
	収 入 計	10,279	9,979	△ 300	10,205	9,626	△ 579	10,158	9,457	△ 701	
	収 益 的 支 出	1 営 業 費 用	1 営 業 費 用	9,039	8,509	△ 530	9,170	8,399	△ 771	8,944	8,589
(1) 職 員 給 与 費			1,149	1,106	△ 43	1,149	1,089	△ 60	1,149	1,151	2
(2) 経 費			5,604	5,234	△ 370	5,635	5,043	△ 592	5,367	5,111	△ 256
(3) 減価償却費			2,286	2,169	△ 117	2,386	2,267	△ 119	2,428	2,327	△ 101
2 営 業 外 費 用		1,313	1,213	△ 100	1,286	1,108	△ 178	1,259	1,075	△ 184	
(1) 支 払 利 息		674	627	△ 47	618	547	△ 71	551	493	△ 58	
(2) そ の 他		639	586	△ 53	668	561	△ 107	708	582	△ 126	
支 出 計		10,352	9,722	△ 630	10,456	9,507	△ 949	10,203	9,664	△ 539	
経 常 損 益	△ 73	257	330	△ 251	119	370	△ 45	△ 207	△ 162		
特 別 利 益	340	225	△ 115	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失	0	85	85	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益	340	140	△ 200	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益(又は純損失)	267	397	130	△ 251	119	370	△ 45	△ 207	△ 162		
繰越利益剰余金又は累積欠損金	554	998	444	303	1,111	808	258	904	646		

(注) 19年度予算は、当初予算の数値である。

(8) まとめ

経営基盤の健全化に向けて、企業債の発行抑制と低利借換えを着実に進めており、職員数の削減や低未利用資産の有効活用にも努めるなど適切に取り組まれている。

なお、退職給与引当金残高が団塊世代の大量定年退職期を迎えたこともあって激減している状況にあるので、計画的に適正水準を確保することが求められる。

6 監査結果に添える意見

水道事業は、中長期基本計画の着実な実践を通して計画性、透明性の高い企業経営に努めており、職員数の削減や企業債の低利借換えなどの経営努力もあって、経営状態は良好な水準にある。

しかしながら、節水意識の高まりから水需要が逡減する厳しい経営環境の下、本格的な維持管理の時代を迎え、市民の安全・安心への関心が高まっていることから、今後ともライフラインとしての重要な機能を堅持しつつ、より適切で健全な事業経営を行う必要がある。

そのため、経営に係る事業の管理について、以下の点に配慮することが望まれる。

(1) 料金について

ア 料金の適正化

水道料金は適正な原価を基礎とし健全な事業経営を確保できるものであることとされているので、料金のあり方を絶えず検証・見直しすることが望まれる。

なお、料金の見直しに際しては、企業の経済性を発揮する考えの下、有収水量や経費の見積りは適正を期すとともに、企業債の低利借換えや退職給与引当金の適正計上などこれまでも増して財政基盤の健全化に配慮することが望まれる。

イ 料金徴収事務の改善

水道料金債権については、これまで公法上の債権として取り扱ってきたが、平成15年に最高裁判所において私法上の債権であり消滅時効は2年であるとの判断が示されたことから、当該債権の徴収及び管理の方法を早急に改善する必要がある。

その改善に際して、利用者との債権債務の関係をいつまでも不確定・無期限な状態とせず、また、時効援用の有無により利用者間に不公平が生じないように、私法上の債権管理に関する条例の制定も含め、適正に事務が行えるよう検討することが望まれる。

また、水道料金の消滅時効が2年と短くなることから、水道料金債権を迅速かつ効率的に徴収できるよう徴収体制の充実・強化を図る必要がある。

なお、水道料金を公法上の債権として取り扱っているにもかかわらず、延滞金を徴収していないので、負担の公平を確保する観点から、私法上の債権として取り扱う場合においても事務の適正を期す必要がある。

ウ 料金減免事務等の適正化

消融雪装置の設置者に対して、水道給水条例第31条第2項による公益上その他特別の事由がある場合に該当するとし料金の減免を行っているが、公益上の事由から減免する必要があるとまではいえないので、料金体系に組み入れるなど適切な対応が望まれる。

また、工事負担金の徴収において、水道給水条例第11条及び同施行細則第10条の運用を誤って軽減している事例が見受けられたので、適正を期す必要がある。

(2) 経年管の更新整備と工事の執行について

ア 経年管更新整備の推進

「安全・安心の追求」の基本戦略の下、老朽化対策として経年管の更新整備を進めることとしているが、目標水準が低く、また、その進捗が遅れており、一方、こうした施設更新に充当すべき施設改良費などの財源が十分活用されていない状況が見受けられるので、経年管の更新整備に鋭意取り組むことが望まれる。

イ 工事執行の適正化

経年管などの配水管改良工事において、工事発注後、工事金額の増加や工期を延長するなどの契約変更が多く見受けられる。そうした契約変更の中には事前現地調査や事前関係者協議を徹底すれば、変更を回避できたと思われる工事も見受けられたので、工事執行体制を見直し改善する必要がある。

【公共下水道事業】

1 中長期基本計画の進行管理

(1) 中長期基本計画の推進体制及び推進方法

<水道事業と同様のため記載を省略した。>

(2) 基本戦略の進捗状況

中長期基本計画においては、公共下水道事業関係で6つの基本戦略、22の経営目標を掲げ、その達成水準を評価するため23の管理指標を設定しており、各管理指標を定期的にチェックすることとしている。

以下、各基本戦略ごとの進捗状況を、管理指標の達成状況を中心にみていくこととする。

なお、ア～カの表中の現状(値)は平成20年1月現在のものであり、印は、

- ：目標値(22年度)を既に上回っているもの
- ◇：計画策定時から進捗している、又は数値が上昇しているもの
- ⇨：計画策定時から進捗していないもの
- ▽：計画策定時から後退している、又は数値が下降しているもの
- 無：現状では目標値との比較ができないものを示している。

ア サービス水準の向上【基本戦略1】

お客さまに十分満足してもらえる事業運営の実現を目的とし、4つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は次表のとおりである。

経営目標	管 理 指 標		計画策定時	現状(値)	目標(値)	
	項 目	備 考(内容・算定式等)			22年度	27年度
利便性の向上	お客さまからの評価指標	お客さま対応について「満足」、「やや満足」と感じた割合	(15年度 お客さま満足 度調査結果) 26.8%	(22年度 調査予定)	50%以上	70%以上
信頼性の向上	お客さまからの評価指標	サービスについて「信頼できる」、「やや信頼できる」と感じた割合	-	(22年度 調査予定)	50%以上	70%以上
公平性の確保	普及率	(排水区域内人口/行政区域内人口)×100	(16年度末) 89.7%	(18年度末) 91.2%	94.5% 以上	95.5% 以上
料金体系の見直し	合理的な料金体系の構築	料金体系見直しの実施の有無	-	(検討中)	実施済であること	→

<利便性の向上・信頼性の向上>

日曜祝日の開閉栓・器具修繕業務実施やインターネット受付開始などを計画を前倒して実施するなど、22年度調査での目標達成に向けて取り組んでいる。

<公平性の確保>

下水道普及率は現状で91%を超えており、目標達成に努めている。

<料金体系の見直し>

下水道使用料について、合理的な料金体系の構築に向けて他都市等の情報収集などを行っている。

イ 安全・安心の追求【基本戦略2】

お客さまの安全で安心な暮らしを守るため、施設の適正な維持管理を目的とし、6つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は次表のとおりである。

経営目標	管 理 指 標		計画策定時	現状(値)	目標(値)	
	項 目	備 考(内容・算定式等)			22年度	27年度
維持管理の充実	お客さまからの評価指標	サービスについて「安心」、「やや安心」と感じた割合	(15年度 お客さま満足 度調査結果) 31.9%	(22年度 調査予定)	50%以上	70%以上
老朽化対策の推進	老朽管渠未更生区域(更生:内面被膜工法)	対象:合流区域内管渠(計画どおり実施されること)	(16年度末 実績) 265ha	(18年度末 実績) 154ha	完了していること	→
耐震化の推進	基幹施設の耐震化数	(対象:26施設)城北関連12施設、西部関連6施設、臨海関連8施設	(16年度末 実績) 6施設	(18年度末 実績) 8施設	16施設	対応済であること

施設規模等の適正化	余裕率(1-最大稼働率)	汚水量の変動に対応できること {1-(1日最大汚水処理水量/施設能力)}×100(5年平均値)	(12~16年度平均) 11.5%	(14~18年度平均) 11.0%	(18~22年度) 10~20%	(23~27年度) 10~20%
危機管理の充実	震災訓練の参加(延べ)人数	総合的な訓練を通して震災時対応が適切にできること	(17年度実績) 145人	(18年度実績) 200人	170人以上	全職員の半数(約200人)
	事故等対応訓練の回数(事業別)	突発的な大事故に適切に対応できること	-	(検討中)	1回以上/年	2回以上/年
適正使用の推進	適正使用に関する広報回数	広報誌による継続的な適正使用に関するPR実施回数	(17年度実績) 1回/年	(18年度実績) 5回/年	4回以上/年	→

<維持管理の充実>

管路及び基幹施設の適正維持に取り組んでいるほか、18年には「金沢市における水道水源の保全に関する条例」を制定するなど、22年度調査での目標達成に向けて取り組んでいる。

<老朽化対策の推進・耐震化の推進>

管路の老朽化対策、基幹施設の耐震化について鋭意取り組んでいるが、基幹施設の耐震化については目標値まで開きがある状況である。

<施設規模等の適正化>

汚水量の急激な変動などの突発的な事態に対応するための施設の余裕率については、現状は目標値の範囲内にある。

<危機管理の充実>

震災訓練は目標を上回る参加人数となっているが、事故等対応訓練については、能登半島地震及び城北水質管理センター内設備冠水被害への対応に忙殺されたこともあって、これまでは実施されていない。なお、上記冠水被害を受け、ポンプ場運転操作マニュアルを見直し適切な実践に努めているところである。

<適正使用の推進>

広報誌による継続的な適正使用に関するPR実施回数については、目標以上の回数を実施している。

ウ 環境対策の強化【基本戦略3】

地球環境の保全を推進するため、環境負荷の低減や循環型社会の形成に配慮した事業運営を目的とし、3つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は次表のとおりである。

経営目標	管理指標		計画策定時	現状(値)	目標(値)	
	項目	備考(内容・算定式等)			22年度	27年度
清らかな水環境の実現	環境基準点(浅野川鞍降橋)でのBOD水質(75%値)	年12回測定の日平均値の低い方から9番目の値	(16年度実績) 2.9mg/ℓ	(18年度実績) 2.6mg/ℓ	16年度実績値より向上	22年度より向上
循環型社会への貢献	温室効果ガスの削減率	「金沢市地球温暖化防止実行計画2005」の実現(目標値:22年度に15年度実績値の4.3%削減)(27年度の目標値は今後の計画により決定)	(15年度実績値)	(実行中)	15年度実績値より4.3%削減	
環境マネジメントの推進	環境マネジメントシステム構築の達成度	企業局全局を通じたマネジメントシステムの構築(ISO14001取得と同程度に実現)	-	(構築中)	構築済であること	→

<清らかな水環境の実現>

環境基準点でのBOD水質は計画策定時に比べ改善されており、目標達成に努めている。

<循環型社会への貢献>

温室効果ガスの削減については、エコドライブの周知や公用車あいのり運動の徹底などを実施し、22年度での目標達成に努めているところである。

＜環境マネジメントの推進＞

企業局全体でISO14001と同程度の環境マネジメントシステムの構築に向け、そのプログラム作成に取り組んでいるほか、「庁舎に電力量計設置計測・削減目標値設定」、「省エネメッセージをパソコンに掲載」、「定時自動消灯の実施」などにより職員の省エネ意識の醸成を図っており、目標達成に努めている。

エ 経営の健全化【基本戦略4】

継続的に安定した事業経営を行うため、経営基盤の強化を目的としている。管理指標の目標値と現状値は次表のとおりである。

経営目標	管 理 指 標		計画策定時	現状（値）	目 標（値）	
	項 目	備 考（内容・算定式等）			22年度	27年度
経営基盤の強化	企業債残高	企業債残高が基準年度の目標値以下であること（企業債残高：N T T 債及び特別措置分を除く）	(16年度末実績) 1,731億円	(18年度末実績) 1,722億円	1,690億円以下	1,480億円以下
	職員数の削減	(職員数：管理者を除く)	(17年度当初) 461人	(19年度当初) 410人	400人以下	22年度より削減

(注) 経営目標の「営業の強化」については、公共下水道事業に関する管理指標が設定されていないので、表中には掲げていない。

＜経営基盤の強化＞

節水意識の高揚等により下水道使用料収入が低迷し、経営成績や財政状態が悪化する傾向にあるが、企業債残高の低減及び職員数の削減を着実に実践し、目標達成に努めている。

オ 業務執行体制の強化【基本戦略5】

合理的、効率的な事業運営を実現するため、業務執行体制の強化を目的とし、3つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は次表のとおりである。

経営目標	管 理 指 標		計画策定時	現状（値）	目 標（値）	
	項 目	備 考（内容・算定式等）			22年度	27年度
新たな経営手法の導入	新たな経営分析方法の確立	定期的に他事業者と比較、経営状況の推移を分析するための方法が確立していること	-	(検討中)	実施済であること	→
業務改善の推進	経常的経費の削減割合	販売量当たりの一般管理費（主要3事業平均）	(16年度実績値を100とする)	(18年度実績) 100.5	95以下	90以下
業務品質の向上	お客さまからの評価指標	利便性の向上、信頼性の向上、維持管理の充実に対するお客さま評価指標の平均	-	(22年度調査予定)	50%以上	70%以上

＜新たな経営手法の導入＞

財政健全化法に示される健全化指標等を踏まえ、経営分析方法を検討中としている。

＜業務改善の推進＞

経常的経費の削減に向けて目標達成に努めているが、18年度実績は16年度実績に比べ増加している。

＜業務品質の向上＞

顧客サービスの向上については、企業局統合情報システムの構築や当直体制の見直し強化に取り組むなど、目標達成に努めている。

カ 職員の資質と能力の向上【基本戦略6】

多様化するお客さまニーズに適切に対応するため、職員の資質と能力の向上を目的とし、4つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は次表のとおりである。

経営目標	管 理 指 標		計画策定時	現状(値)	目 標 (値)	
	項 目	備 考(内容・算定式等)			22年度	27年度
職員資質の向上	職員の研修時間	年間1人当たり研修時間の向上を図る	(16年度実績) 2.6時間/年	(18年度実績) 11時間/年	12時間以上/年	16時間以上/年
意識改革の推進	プロジェクト等の参加(延べ)人数	対象:企業局プロジェクト、局内(組織横断的)ワーキング	(16年度実績) 145人	(18年度実績) 238人	170人以上	全職員の半数(約200人)
職場の活性化	企業局職員提案件数	対象:業務に対する改善策等	-	(19年度実績) 13件	20件/年	40件/年
知識及び経験等の情報集積	知識・経験のデータベース化	集積した知識・経験等を必要ときに職員に提供し、職員の仕事の質や生産性の向上を実現する仕組みが構築されていること	-	(構築中)	構築済であること	→

<職員資質の向上・意識改革の推進・職場の活性化>

研修時間、プロジェクトチーム・ワーキンググループへの参加人数、職員提案件数はいずれも上昇しており、目標達成に努めている。

<知識及び経験等の情報集積>

企業局における特有の知識の集積・共有化を図る「ナレッジマネジメントシステム」(20年度稼働予定)の構築に取り組んでおり、目標達成に努めている。

(3) まとめ

18年度を初年度とする10か年の中長期基本計画を推進するため、19年度から特別経営会議、部内戦略会議、行動計画検討会議を設置し、各会議における評価を通して計画の進行管理に務めている。

中長期基本計画に掲げた経営目標の現在の進捗状況は、耐震化の推進や危機管理の充実、業務執行体制の強化などで一部に遅れが見受けられるものの、全体的には目標達成に向け鋭意取り組んでおり、おおむね順調に推移している。

2 料金の設定等

(1) 料金(下水道使用料)の設定

ア 料金設定の基本的考え方

地方公営企業法では「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」(第21条第2項)と規定されており、ここでいう「原価」とは、損益計算上の費用すなわち営業費のほか支払利息等経営に要する費用をいうと解されている。(改訂地方公営企業法逐条解説)

また、「下水道使用料算定の基本的な考え方」(社団法人日本下水道協会)では、「使用料の算定は、将来一定期間に必要な経費を適正に把握するため計画期間内の排水需要、施設の建設及び管理並びに職員の配置等個別の計画を踏まえた財政計画を策定して行う」としている。

イ 本市の料金設定における原価の考え方

本市では、下水道事業の運営費用に見合って料金を定める総括原価方式を採り、基本料金を算定し、利用者が排出する水量に応じて料金を徴収する従量制を採用し、累進制による料金体系を制定している。

<本市の取扱い>

総括原価 → 需要家費、変動費、固定費

需要家費 = 排水設備、徴収事務関係費

変動費 = 動力費、薬品費(基本使用料には算定しない。)

固定費 = 上記以外の固定的維持管理費及び資本費

ウ 現行料金設定の考え方(10年度改定)

建設投資に伴う企業債利息や減価償却費などの増加により、平成10年度から12年度までの3か年で約19億8,000万円の収支不足となり料金改定が必要となった。料金改定にあたっては、市民生活への影響を軽減す

るため、一般会計特別繰入れや用地売却などにより約4億300万円の財源を確保し平均改定率を10%未満の9.62%（前回平均改定率18.37%）に抑制している。

財政計画期間：10年度から12年度までの3か年

料金平均単価：改定後122.53円/m³、改定前111.78円/m³、改定率9.62%

（注 10年4月の料金改定以来、今日まで改定は行われておらず、また、この時を最後に、財政計画期間を設けた料金の試算についても行われていない。）

(ア) 期間原価計算の基礎とした有収水量等

財政計画期間に見込んだ有収水量等は次表のとおりである。

（単位：千m³・件）

区 分		10 年 度	11 年 度	12 年 度	10～12年度
有 収 水 量		49,426	50,542	51,265	151,233
内 訳	上 水	43,138	44,222	45,061	132,421
	井 水	5,672	5,558	5,430	16,660
	浴 場	616	762	774	2,152
延 べ 調 定 件 数		1,574,480	1,635,901	1,689,899	4,900,280

期間中の有収水量の想定に際しては、需要家の動向を、新規供用も含めて過去の実績から詳細に分析のうえ適正に推計している。

なお、有収水量の推計に際しての下水道整備面積や人口普及率は次のとおりとしている。（9～12年度は見込み、18年度は実績）

区 分	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度	18 年 度
整 備 面 積	200ha	200ha	200ha	200ha	110ha
人 口 普 及 率	76.2%	78.2%	80.1%	81.8%	91.2%
面 整 備 率	58.8%	60.9%	63.0%	65.0%	78.6%

(イ) 料金算定方法

a 収支見込みについて

計画期間に見込んだ収支は次表のとおりである。

（単位：千円）

区 分		年 度	10年度	11年度	12年度	計	
収 益 的 収 入	料 金 収 入		(6,027,925) 5,548,879	(6,207,131) 5,661,362	(6,295,912) 5,743,494	(18,530,968) 16,953,735	
	一 般 会 計 負 担 金		(7,837,097) 7,700,664	(8,086,413) 7,985,689	(8,524,146) 8,484,265	(24,447,656) 24,170,618	
	そ の 他		71,383	83,323	133,935	288,641	
	計		(13,936,405) 13,320,926	(14,376,867) 13,730,374	(14,953,993) 14,361,694	(43,267,265) 41,412,994	
収 益 的 支 出	維 持 管 理 費	人 件 費		571,966	586,718	597,242	1,755,926
		動 力 費		313,540	320,600	351,560	985,700
		修 繕 費		689,299	711,233	741,705	2,142,237
		委 託 料		1,208,321	1,195,550	1,316,383	3,720,254
		薬 品 費		177,874	181,639	172,358	531,871
		犀川左岸維持管理負担金		603,825	661,125	720,450	1,985,400
		そ の 他		310,333	313,927	366,389	990,649
	資 本 費		減 価 償 却 費	3,395,718	3,594,640	3,973,225	10,963,583
	支 払 利 息 等	6,551,148	6,795,075	6,971,780	20,318,003		
	計		13,822,024	14,360,507	15,211,092	43,393,623	
経 常 利 益			(114,381) △ 501,098	(16,360) △ 630,133	(△ 257,099) △ 849,398	(△ 126,358) △ 1,980,629	

特別利益（用地売却益等）	-	-	126,358	126,358
収 支 差 額	(114,381) △ 501,098	(16,360) △ 630,133	(△ 130,741) △ 723,040	(0) △ 1,854,271

(注) () 書きは料金改定後の見込み数値である。

改定前の料金体系では3年間で約19億8,000万円の赤字となると試算し、改定後の料金はこの収支が均衡となるように設定されている。

収支が均衡するためには大幅な料金の値上げが必要であったが、市民生活への影響を考慮し、一般会計からの特別繰出額（約2億7,700万円）、用地売却益等（約1億2,600万円）を充てることとし、料金改定率を極力抑制している。

b 基本料金の算定方法

(a) 原価の種類

・総括原価（料金収入）＝10～12年度の下水道料金転嫁額

(b) 原価の配分

・需要家費……基本料金に配分

排水設備普及対策費＋下水道料金徴収事務費×（総括原価／総費用）

・変動費……動力費＋薬品費（不算入）

・固定費……基本水量（10m³）相当分を基本料金に配分し、残りを従量料金へ配分

c 基本料金の実際の算定

・基本料金総額＝需要家費＋固定費× $\frac{\text{総基本水量}}{\text{総有収水量}}$

・原価上の基本料金＝ $\frac{\text{基本料金総額}}{\text{延調定件数}}=1,194$ 円

上記計算では1,194円と算定されるが、市民生活に配慮して基本料金は9.0%の上げ幅にとどめ、1,090円とした。

d 従量料金の算定

固定費（基本水量を除く部分）＋変動費となるべきところ、各段階の区別には固定費を配賦しておらず、基本料金も含めた区分、数量による年度別料金展開表により試算のうえ、決定している。

(ウ) 経費等の見込み

a 維持管理費の算出

管渠費（分流、合流、雨水）、ポンプ場費（七ツ屋、浅野、駅西、乙丸、上諸江、高畠、小橋、横枕、栗崎、大浦）、水質管理費（城北、西部、臨海、その他）のそれぞれの職員費、薬品費、動力費、修繕費などを見込んで積算している。

そのほか、総係費、排水設備、料金徴収、貸倒償却などについても見込んでいる。

そのうえで、各施設等の機能に応じて雨水分と汚水分にそれぞれの割合で経費を按分し、汚水に係る見込分を算出している。

b 減価償却費の算出

算出方法は、8年度末償却対象資産による年次別償却額＋各年度償却額であり、具体的作業は、建設改良費を個別に振分け、特定財源の圧縮後、耐用年数により単年度償却額を積み上げて行っている。そのほか、繰越事業費の設定や減価償却対象外（未稼働）資産の償却開始年度の確認も併せて行っている。

c 支払利息等の算出

計算期間内の繰越事業、起債を考慮したうえで、見込んだ利率（公庫利率3.6%、政府利率3.5%）を乗じて積算している。

d 資産維持費（建設改良費）

公共下水道事業会計では料金に係る収益的支出には見込んでいない。

(エ) 一般会計繰入金など料金以外の収入の見込み

a 料金設定時の繰入金制度

「雨水公費、汚水私費負担の原則」に基づき、汚水維持管理費は料金で100%賄い、汚水資本費は料金

で35%、残り65%を公費で賄うとされていた。

当時の繰入金制度を図示したものが次の表である。

収 益 的			資 本 的
維持管理費	資 本 費		
雨 水 分 100%	雨水起債利子 100%	雨水減価償却費 100%	緊急下水道整備特定事業費 40%
	汚水起債利子 65%	汚水減価償却費 65%	

b その他負担金

(a) 新規(当時)緊急下水道整備特定事業費に係る一般会計負担金

(b) 臨海、犀川左岸処理区先行投資分、一般会計負担金

県の流域関連公共処理区として犀川左岸処理区が供用を開始(6年度)

なお、計画期間に見込まれた繰入金は次表のとおりである。

(単位：百万円)

区 分	9年度	10年度	11年度	12年度	10～12計
通 常 ル ー ル	7,426	7,680	7,940	8,424	24,044
先行投資相当額特別繰入	205	136	101	40	277
緊急下水道整備特定事業繰入	-	21	45	60	126
合 計	7,631	7,837	8,086	8,524	24,447

エ 料金体系の設定

(ア) 料金体系の基本的考え方

下水道法第20条第2項では、「使用料は、次の原則によって定めなければならない ①下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること ②能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること ③定率又は定額をもって明確に定められていること ④特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと」とあり、「下水道使用料算定の基本的な考え方」では、料金体系とは、「公費及び私費の負担区分に基づき算出された使用料対象経費を、個々の使用者に対してどのように配分し、負担させるかということを経済体系化したものである」とされている。

(イ) 本市の料金体系

料金体系は基本水量付き基本料金と従量使用料からなり、従量使用料は累進料金体系を採用している。

a 基本料金制と累進料金体系の導入

前回の改定時(8年4月)に初めて基本料金制と定率(累進)による料金改定を導入しているが、それまでは定額による料金改定であったため、激変緩和と特定の利用者への負担が重くかからないよう、できる限り累進度は低く抑えられている。また、市民生活に配慮し基本料金の改定率も9.0%に抑えられている。

なお、累進度とは、使用水量ごとの最低単価と最高単価の幅を表したものであるが、本市の累進度1.32は類似都市では当時最低水準であった。

b 下水道料金、料金体系の過去からの推移

下水道料金における元年6月以降の料金体系は次のとおりである。

<下水道料金の額(1m³当たり)>

(単位：円)

区 分	元年6月 ～ 4年5月	4年6月 ～ 6年5月	6年6月 ～ 8年3月	8年4月 ～ 10年3月	10年4月 ～
1～30 m ³	71	76	89	基本使用量	0～10m ³
				1,000	1,090
31～50	73	78	91	以下超過量	11～30m ³
				104	114
				107	117

51～100	75	80	93	109	120
101～200	77	82	95	112	124
201～300	82	87	100	118	130
301～500	88	92	105	124	136
501～1,000	92	97	110	130	143
1,001～	97	102	115	136	150
公衆浴場 m ³ 1～	22	22	22	基本使用量 0～100m ³	
				2,000	2,000
				以下超過量 101m ³ ～	
				25	25

(注) 8年3月までは、各区分ごとに一定額を加えて改定している。

4年6月の改定は前回料金に5円、6年6月の改定は13円がそれぞれ加えられている。

c 料金改定の水準

料金改定の改定率の推移は次のとおりであり、10年4月までは2～3年ごとに料金改定が行われていることがうかがえる。

区 分	元年6月 ～ 4年5月	4年6月 ～ 6年5月	6年6月 ～ 8年3月	8年4月 ～ 10年3月	10年4月 ～
平均単価 円/m ³	76.38	81.42	94.43	111.78	122.53
平均改定率 %	10.10	6.60	15.98	18.37	9.62
一般家庭平均 (月20m ³ の下水道料金) 円	1,420	1,520	1,780	2,040	2,230

d 料金設定の考え方

段階別水量調べを区分(上水、井水、浴場)して行い、段階別構成比を予測している。

水道の使用水量が排水使用量となることから、水道の段階別統計(年報)を利用して、過去の傾向から予測している。なお、予測には最小二乗法を用いている。

e 水質使用料

一定の基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課するものであるが、本市では採用していない。

(2) 設定料金の検証

ア 設定時の使用料原価と19年度当初予算の比較検証

現行料金の原価は、10年度から12年度までの見込原価を基礎とするものであるが、その後10年近く料金見直しが行われておらず、設定時の収支計画と19年度予算を比較すると、以下のとおり相違がみられる。

(単位：千円)

区 分		36か月 収支計画額	同左12か月 換算額(①)	19年度 当初予算額(②)	差異 (=②-①)	比率(%) (=②/①)
収益的 収入	料 金 収 入	18,530,968	6,176,989	6,507,333	330,344	105.3
	一 般 会 計 負 担 金	24,447,656	8,149,219	6,019,855	△ 2,129,364	73.9
	そ の 他	288,641	96,214	150,424	54,210	156.3
	(特 別 措 置 債)			(1,690,000)	(1,690,000)	-
	計	43,267,265	14,422,422	(14,367,612) 12,677,612	(△ 54,810) △ 1,744,810	(99.6) 87.9
収益的 管理	人 件 費	1,755,926	585,309	630,747	45,438	107.8
	動 力 費	985,700	328,567	304,048	△ 24,519	92.5
	修 繕 費	2,142,237	714,079	757,362	43,283	106.1
	委 託 料	3,720,254	1,240,084	776,005	△ 464,079	62.6
	薬 品 費	531,871	177,290	148,548	△ 28,742	83.8

支 出	費	犀川左岸維持管理負担金	1,985,400	661,800	395,921	△ 265,879	59.8
		その他	990,649	330,216	546,315	216,099	165.4
	資本費	減価償却費	10,963,583	3,654,528	5,458,342	1,803,814	149.4
		支払利息等	20,318,003	6,772,668	5,445,863	△ 1,326,805	80.4
	計	43,393,623	14,464,541	14,463,151	△ 1,390	100.0	
経常利益		△ 126,358	△ 42,119	(△ 95,539) △ 1,785,539	(△ 53,420) △ 1,743,420	(226.8) 4,239.3	
特別利益(用地売却益等)		126,358	42,119	0	△ 42,119	0.0	
収支差額		0	0	(△ 95,539) △ 1,785,539	(△ 95,539) △ 1,785,539	- -	

(注) 1 () 書きは特別措置債の収益的収入に相当する分を算入した場合の実質的な数値である。

2 特別措置債とは、雨水処理及び汚水処理経費の実態との乖離を踏まえ、公費負担である雨水処理に係る一般会計からの繰入方法が変更となったことに伴う国の経過措置であり、元利償還費は後に一般会計から繰入れされるものである。元金充当分は会計上、資本的収入となり、支払利息充当分は収益財源となるが予算外となる。

設定時と比べると一般会計負担金の繰入金が大きく減少しており、17億円を超える経常損失となっている。この繰入金の減少は、国の制度改正を利用して経過措置である特別措置債を発行したことに伴うものである。

この特別措置債分を収入として算入すると19年度収支は実質9,553万9千円の損失となり、料金設定時と比較すると、特別利益を除けば経常損失は5,342万円の増加となる。

そのほか主要内容の差異をみると、料金収入は、面整備、普及率の上昇により若干伸びており、支出については、これまでの急速な施設整備により減価償却費は増大しているものの、支払利息が利率の低下や元金償還などにより大きく減少し、加えて委託料や薬品費で経費削減に努めてきたことにより、総額ではわずかに縮小している。

結果として、特別措置債を含めば経常損失は少ないものの、雨水公費、汚水私費負担の原則に基づき私費の負担割合を適切なものとするうえでの激変緩和策である特別措置債を限度額まで利用したほか、資本費平準化債、一般会計繰入金などにより、ようやく収支均衡を保つことのできる状況にある。

イ 有収水量の設定時(計画期間)と現状(18年度実績、19年度予算)の比較検証

有収水量の設定時の見込みと現状の比較は次表のとおりである。

(単位：千 m^3 ・件・%)

区 分	料金設定時 年平均 (A)	18 年 度		19 年 度		
		実 績 (B)	対設定時比率 (B)/(A)	予 算 (C)	対設定時比率 (C)/(A)	
有 収 水 量	50,411	52,518	104.2	52,700	104.5	
内 訳	上 水	44,141	46,044	104.3	46,162	104.6
	井 水	5,553	5,922	106.6	5,988	107.8
	浴 場	717	552	77.0	550	76.7
延 べ 調 定 件 数	1,633,427	1,993,142	122.0			

(注) 料金設定時年平均(A)は36か月計画値の12か月換算値である。

<差異の検証>

・ 料金設定の計画期間時に比べると、有収水量は上水で約4%増加し、井水で約7%増加しているが、普及率約10%の伸びには及んでいない。

ウ 充足率の推移

汚水処理に係る費用を使用料で回収する基本的な考えの下に、汚水処理原価に対する使用料単価の割合である充足率をみると、次表のとおりであり、18年度実績では現行料金設定の計画期間時に比べると良くなっているものの60%を割り込む低い水準にある。

区 分		10年度	11年度	12年度	18年度
使用料単価	円	122.68	123.65	123.54	123.59
汚水処理原価	円	226.39	223.94	234.19	213.32
充足率	%	54.2	55.2	52.8	57.9

(注) 使用料単価 = 下水道使用料/有収汚水量、汚水処理原価 = 汚水処理費/有収汚水量

(3) まとめ

料金設定の方式は、社団法人日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的な考え方」に則り、適正な原価を基礎とし、合理的なものとなっている。

しかし、現行料金は10年度から12年度までの原価を基礎とするものであり、その財政計画期間を7年経過した今日では、使用料原価の算定要素となる有収水量や汚水処理費用のほか一般会計繰入金金の状況が料金設定時に比べ大きく変化している。

なお、事業経営からすると、使用料収入で汚水等処理に係る経費を賄うことが基本であるが、現行料金は一般会計負担金に多くを依存するものとなっている。

3 料金の徴収

(1) 料金（下水道使用料）の徴収事務及び減免事務

ア 下水道使用料の徴収事務

下水道使用料は、使用者が下水道に排出した汚水の量に応じて算定している。家庭などで水道水を使用している場合は、水道使用量を排出した汚水の量としており、水道料金を算定するための検針結果を基に下水道使用料を算定している。

ア) 徴収事務の体制

下水道使用料の徴収は、ガス・水道料金と併せお客さまサービス課内の料金センターが担当している。その人数及び業務内容は次のとおりである。

(平成19年12月末日現在)

料金センター	人 数	業 務 内 容	
		うち下水道事業	
所長及び所長補佐	2	1	
計 量 グ ル ー プ	6	2	メータの検針結果の検証等
調 定 グ ル ー プ	7 (2)	2	料金の調定
収 納 グ ル ー プ	9	4	料金の徴収及び滞納整理、水道・ガスの供給停止処分等
	4 (3)	2 (2)	企業局及び市役所内窓口での料金の収納
計	28 (5)	11 (2)	

(注) 人数の()は、非常勤職員で内数である。

イ) 徴収事務の流れ

下水道使用料の徴収は、水道料金に併せて行われており、検針・調定から納入の通知、納入まで水道料金と同様の処理となっている。

ただし、井水など水道水以外を使用している場合は、使用した井水などの量を計測する計量器を独自に検針し使用料を算定している。

また、メータの異状等により検針結果で使用水量を確定できない場合の水量の認定は、「水道水使用水量認定に伴う下水道使用水量の認定取扱要領」の定めにより処理しており、水道水の漏水等があった場合は下水道に排出されていないことが推測されるため、汚水の量や期間の認定など水道とは若干異なる取扱いとなっている。

イ 下水道使用料の減免

公共下水道条例第17条では ①管理者が公益上必要と認めるとき ②風水震災火災その他の災害を受け支払いが困難と認められるとき ③公の生活扶助を受け支払能力がないと認められるときは、使用料を減免することができるとしている。

ア) 公の生活扶助を受け支払能力がないと認められる者に対する減免

(根 拠) 公共下水道条例第17条、下水道使用料事務取扱要領第7条第3項

(対 象) 療養援護を受けている者

(注) 療養援護とは、生活保護法の適用を受けるまでには至らないが、医療費の支出により生活に困窮している世帯に対して療養費の全部又は一部を補給する制度(金沢市援護規則)

(概 要) 管理者が減免することを認めた日(認定日)以後の最初の検針にかかる月分から認定日以後1年以内で基本使用料に該当する額を減免する。(19年度実績(20年1月末日現在) 9件)

(問題点) 減免とは債務の履行義務を免除するものであり、既に履行された債権を免除するものではないにもかかわらず、納入済みの使用料を減免し還付する事務処理が行われている。

(2) 料金(下水道使用料)の収入状況と未納管理

ア 下水道使用料の収入状況

(ア) 調定年度別収入状況

調定年度別の収入状況は次表のとおりであり、平成18年度調定分の現年度及び過年度を合わせた収入率は99.7%と良好な水準にある。

(単位:件・千円・%)

区 分		16 年 度		17 年 度		18 年 度		
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
現 年 度 (現年調定)	調 定 額 (A)	972,859	6,779,479	994,589	6,866,408	1,016,481	6,814,946	
	収 入 額 (B)	920,372	6,449,361	939,762	6,530,632	959,512	6,471,877	
	収 入 未 済 額	52,487	330,118	54,827	335,776	56,969	343,069	
	収 入 率 (B)/(A)		95.13		95.11		94.97	
過 年 度	調 定 の 翌 年 度	収 入 額	49,875	314,175	51,787	321,643	53,240	322,471
		収 入 未 済 額	2,612	15,943	3,040	14,133	3,729	20,598
		収 入 率		4.63		4.68		4.73
	調 定 の 2 年 度 後	収 入 額	283	1,700	268	1,544		
		収 入 未 済 額	2,329	14,243	2,772	12,589		
		収 入 率		0.03		0.02		
	調 定 の 3 年 度 後	収 入 額	87	508				
		収 入 未 済 額	2,242	13,735				
		収 入 率		0.01				
計	収 入 額 (C)	970,617	6,765,744	991,817	6,853,819	1,012,752	6,794,348	
	収 入 未 済 額	2,242	13,735	2,772	12,589	3,729	20,598	
	収 入 率 (C)/(A)		99.80		99.82		99.70	

(注) 数値は、19年9月末日現在のものである。

(イ) 納入方法別収入状況

現年度収入の納入方法別収入状況は次表のとおりであり、口座振替による納入が件数、金額で大半を占め、14年度から開始したコンビニエンスストアでの納入が件数、金額とも増加傾向にある。

(単位:件・千円・%)

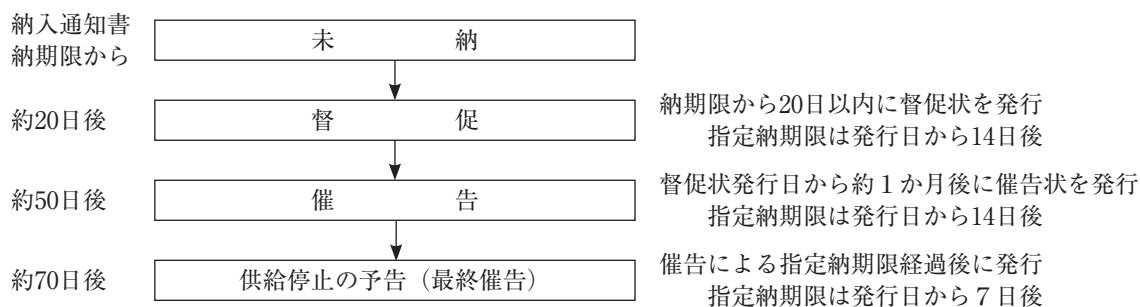
区 分		16 年 度		17 年 度		18 年 度		
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
口 座 振 替	件数・金額	764,634	5,013,870	774,945	5,096,778	785,505	5,056,164	
	比 率	83.1	77.7	82.5	78.0	81.9	78.1	
口 座 振 替 以 外	金 融 機 関 納 付	件数・金額	70,746	1,104,752	67,393	1,058,423	74,085	1,033,526
		比 率	7.7	17.1	7.2	16.2	7.7	16.0
	コ ン ビ ニ 納 付	件数・金額	75,568	289,993	88,590	337,614	90,724	343,797
		比 率	8.2	4.5	9.4	5.2	9.4	5.3
	窓 口 等 職 員 へ の 直 接 納 付	件数・金額	9,424	40,746	8,834	37,817	9,198	38,390
		比 率	1.0	0.7	0.9	0.6	1.0	0.6

小 計	件数・金額	155,738	1,435,491	164,817	1,433,854	174,007	1,415,713
	比 率	16.9	22.3	17.5	22.0	18.1	21.9
計	件数・金額	920,372	6,449,361	939,762	6,530,632	959,512	6,471,877

イ 下水道使用料の未納管理

(ア) 未納使用料の徴収

未納使用料徴収の実務の流れは、次のとおりとなっている。



未納使用料の徴収は、「滞納整理事務の手引き」に則してガス料金、水道料金及び下水道使用料を一括し、収納グループの職員が行っている。未納使用料の督促、催告の手続きは水道料金と同様で、催告してもなお使用料や水道料金の納入がない場合は、水道の供給停止を実施し、併せて下水道使用料の支払いを求めている。

督促の指定納期限までに納付されない未収の下水道使用料は、地方自治法第231条の3の規定により滞納処分が可能となっているが、これまで滞納処分は行っていない。ただし、使用者が破産宣告を受けたときや使用者の法人が解散し清算を開始した場合には交付要求をすることとしており、19年度(20年1月末日現在)は16件の交付要求を行っている。

なお、未収となっている下水道使用料に対する延滞金については、徴収していない。

(イ) 不納欠損処分

不納欠損処分の手続きは、企業局会計規程第28条で「課長は、時効等により債権が消滅した場合においては、当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、事由等を記載した文書によって管理者の決裁を受け、振替伝票を企業総務課長に送付しなければならない。」と規定されている。下水道使用料については、地方自治法第236条第1項に基づき、使用者の行方不明などで督促納期限から5年間経過した未収金で時効消滅したものをまとめて年度末に不納欠損処分している。

なお、不納欠損処分の状況は次のとおりであり、件数及び金額は年々増加している。

区 分	単位	16年度	17年度	18年度
不納欠損件数	件	1,473	1,572	1,823
不納欠損額	千円	6,029	7,330	8,690

(3) まとめ

料金(下水道使用料)徴収及び未納管理については、定められた手続きに則しおおむね適正に実施されている。しかし、未納債権の管理について、延滞金の徴収は行われていない。

4 管路の築造等

(1) 経年管の状況並びに改善計画及び実施状況

ア 経年管の状況及び対応方針

下水道管渠の法定耐用年数は一般的には50年となっているが、本市においては、最も古い旧市街地の管渠は昭和44～50年に供用が開始されたものであるため、法定耐用年数を超えた、いわゆる老朽管はない状況である。

しかしながら、この区域は汚水と雨水の合流式で鉄筋コンクリート製の管渠が埋設されており、供用開始から30年以上経過していることから、計画的・優先的に延命化に努めている。

なお、管渠の情報(敷設年度、口径、勾配など)は、マッピングシステムにより管理しており、毎年度更新し必要に応じて出力できる体制となっている。

イ 経年管の改善計画と実施状況

(ア) 改善計画

経年管の延命化対策については、中長期基本計画の管理指標において次のとおり定められている。

基本戦略	経営目標	管 理 指 標		計画策定時	目 標
		項 目	内容・算定等		22年度
安全・安心の追求	老朽化対策の推進	老朽管渠未更生区域 (更生：内面被膜工法)	対象：合流区域内管渠（404ha）	(16年度末 実績) 265ha	完了していること

老朽化対策の推進として、早期に供用を開始した合流区域（旧市街地<404ha>、供用開始：昭和44～50年）における本管の内面（樹脂）被膜処理が未完となっている面積を未更生区域として管理指標に設定し、平成22年度までに完了することとしている。

なお、年次計画と実績は次表のとおりとなっている。

(単位：ha)

区 分		～16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
計 画	処 理 面 積	139.0	82.0	54.0	68.0	61.0	－
	未更生面積	265.0	183.0	129.0	61.0	0.0	－
実 績	処 理 面 積	132.3	85.0	30.5	45.6	51.3	59.3
	未更生面積	271.7	186.7	156.2	110.6	59.3	0.0

(注) 1 実績の19年度以降の数値は見込みのものである。

2 16年度末における処理面積等の計画値と実績値との差異及び18年度末における実績値と中長期基本計画管理指標の実績値（154ha）との差異は、計測方法の違いによるものである。

(イ) 実施状況

合流区域の内面被膜処理は12年度から実施されているが、18年度以降は財政事情もあり年次計画に対し実績が下回っており、19年度末の計画に対する進捗率は72.6%となる見通しである。このため、当初予定を1年延伸し21年度完了に変更しているが、中長期基本計画の管理指標の目標である22年度までには完了する見込みである。

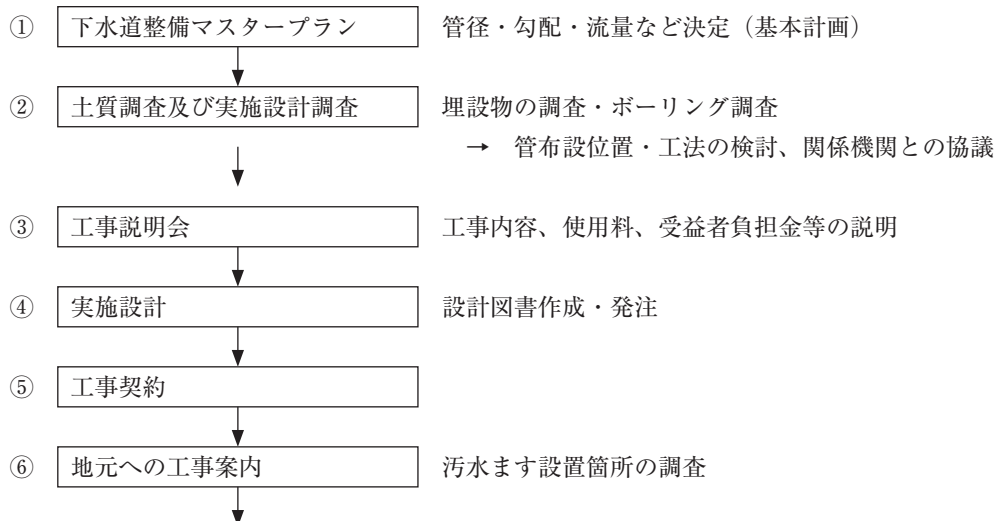
また、施工にあたっては、管渠1本（2m）当たりの損傷が1箇所の場合には部分処理とするなど、コスト低減に努めている。

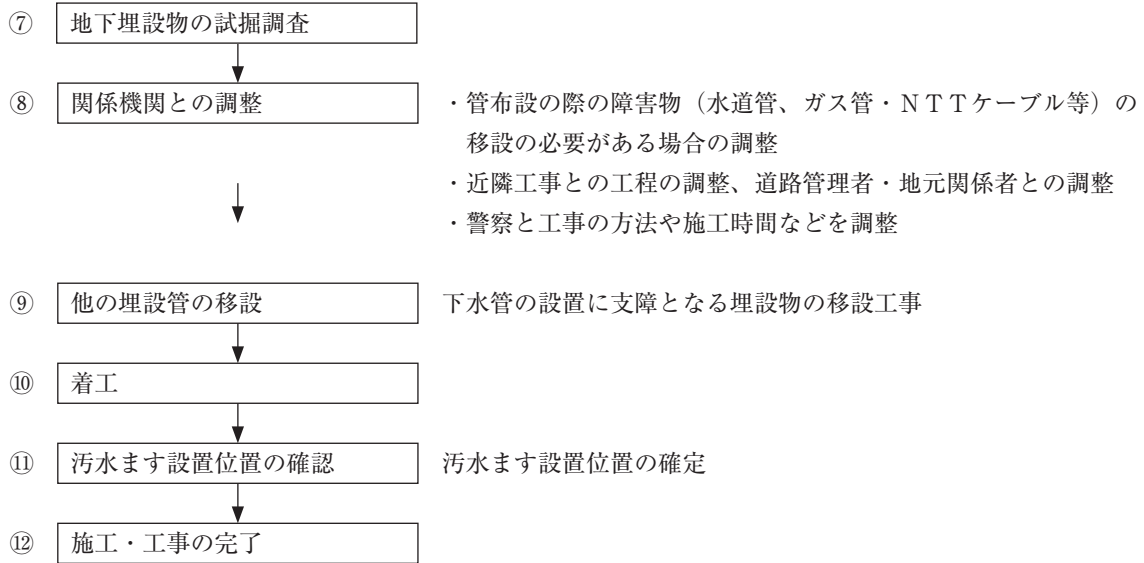
(2) 下水道管渠整備工事の執行

ア 下水道管渠工事の概況

18年度に竣工した設計金額600万円以上の下水道管渠築造工事契約件数は141件であり、その当初設計額の合計は40億4,782万円となっている。

下水道管渠築造工事は、次の流れのとおり進められる。





イ 設計変更の状況

18年度に竣工した設計額600万円以上の下水道管渠築造工事の工事契約変更の状況は、次表のとおりである。

(単位：件・%)

区 分	総工事数	金額変更有	金額変更率 ±20%超	工期末 変更有	工期変更有	当初工期が 100日以上 の工事(A)	(A)のうち 工期延長 100日以上
管 渠 築 造 工 事	141	139	17	139	77	63	19
	-	98.6	12.1	98.6	54.6	44.7	13.5

(注) 1 表中の工期末変更有は、工期末1か月以内に変更の手続きを行った工事である。

2 比率は、総工事数に対する比率である。

工事の変更状況は、ほぼすべての工事で工事金額の変更を行っており、変更後の工事金額が当初設計金額から20%以上増減する工事が17件(12.1%)発生している。また、変更手続きの多くが工期末の1か月間に行われている。

工期変更については、当初の工期が100日以上で、更に工期を100日以上延長している工事が、19件(13.5%)となっている。

なお、工事変更手続事務の一部に、施工箇所の試掘調査で変更が生じているにもかかわらず変更手続きを工期末に行うなど、遅怠していると思われるものが見受けられる。

ウ 工事の変更理由

前記イの工事の中から金額変更率の大きい工事と変更により延長した工期の長い工事を中心に、12件を抽出し変更理由をみたところ、金額変更の理由では、試掘調査に伴う変更や道路管理者との再協議による変更などが多く、工事期間変更の理由では、悪天候による施工休止のほか、近隣工事との調整による変更が多く見られた。

(3) まとめ

経年管に対する対応状況は、本市には法定耐用年数(50年)を超える下水道管渠はなく、30年を超えた合流式区域の鉄筋コンクリート製管渠の内面被膜処理による延命化についても、22年度までに完了するという中長期基本計画管理指標の目標は達成される見込みであり、おおむね順調に進捗していると認められる。

下水道管渠整備工事の執行については、多数の工事で金額変更を伴う設計変更が発生しており、変更設計書の作成及び契約変更の事務に遅れが見受けられる。

5 経営基盤健全化の取組

(1) 企業債の発行抑制及び低利借換え

公共下水道事業については、建設投資財源の多くを企業債に頼らざるを得ない面があるものの、多額の企業債元利償還費の発生により経営が悪化し住民生活に多大な影響を与えることのないよう、企業債残高の増高を抑制

することが求められているところである。

中長期基本計画では、企業債残高の目標値を平成22年度には1,690億円以下、27年度には1,480億円以下とそれぞれ設定しており、目標達成に向けて発行額の抑制に努めている。また、17年度から低利企業債への借換えを実施し利息負担の軽減を図っているところである。

企業債の発行、償還及び残高の状況は次表のとおりである。(通常の建設改良費等に係るものを通常分とし、国の制度変更等による特別措置債や借換えに係るものを特別分とし区分して掲載)

(単位：百万円)

区 分	16年度		17年度			18年度			19年度			22年度	
	実績	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	予算	増減	計画		
通常分	発行額 ①		8,419	7,702	△ 717	7,760	6,685	△1,075	7,156	5,636	△1,520		
	内 訳	建設改良債		6,768	6,036	△ 732	5,994	4,903	△1,091	5,502	4,116	△1,386	
		資本費平準化債		1,651	1,666	15	1,766	1,782	16	1,654	1,520	△ 134	
	償還額 ②		8,019	7,554	△ 465	8,251	7,768	△ 483	8,023	7,986	△ 37		
	差 引 ①-②		400	148	△ 252	△ 491	△1,083	△ 592	△ 867	△2,350	△1,483		
	残 高 ③	173,089	173,489	173,237	△ 252	172,998	172,154	△ 844	172,131	169,804	△2,327	169,000 以下	
特別分	発行額 ④		-	650	650	-	2,603	2,603	-	10,798	10,798		
	内 訳	借換債		-	650	650	-	539	539	-	8,717	8,717	
		特別措置債		-	-	-	-	2,064	2,064	-	2,081	2,081	
	内 訳	資本的収入分 (元金充当分)		-	-	-	-	1,179	1,179	-	391	391	
		収益財源分 (支払利息充当分)		-	-	-	-	885	885	-	1,690	1,690	
	償還額 ⑤		-	650	650	-	539	539	-	8,717	8,717		
	内 訳	繰上償還分		-	650	650	-	539	539	-	8,717	8,717	
	差 引 ④-⑤		-	-	-	-	2,064	2,064	-	2,081	2,081		
	残 高 ⑥		-	-	-	-	2,064	2,064	-	4,145	4,145		
	残高合計 ③+⑥	173,089	173,489	173,237	△ 252	172,998	174,218	1,220	172,131	173,949	1,818		

(注) 1 19年度予算は、当初予算の数値である。

2 資本費平準化債とは、資本費に係る世代間の負担の公平化を図ることを目的とした起債制度で、下水道施設に係る企業債の元金償還期間が減価償却期間より短いことから発生する元金償還費と減価償却費との間の差額を後年次へ繰り延べるためのものである。

なお、18年度末の借入先及び現在高の利率別内訳は次表のとおりとなっている。

(単位：百万円・%)

借入先	18年度末 現在高	現在高の利率別内訳				構成比率
		1.5%以下	1.5%超 3.0%以下	3.0%超 4.5%以下	4.5%超	
政府資金	124,129	8,392	74,864	11,064	29,809	71.2
公営企業金融公庫	43,669	2,616	20,344	6,818	13,891	25.1
市中銀行	5,512	-	5,512	-	-	3.2
その他	908	86	550	168	104	0.5
合計	174,218	11,094	101,270	18,050	43,804	100.0
合計額構成比率	100.0	6.4	58.1	10.4	25.1	-
〃 (17年度)	100.0	6.5	54.7	10.9	27.9	-

先に記載したとおり、17年度から低利企業債への借換えを行っているが、国において19年度から3年間に限り高金利の企業債を補償金免除で繰上償還することが認められたこともあり、積極的な借換えを実施し長期的な財政負担軽減に努めることとしており、19年度は87億1,700万円の借換えを予定している。

(2) 退職給与の引当

退職給与引当の方法は、「地方公営企業法及び同法施行規則に関する命令の実施についての依命通達」(注)を基本としている。

(注) 昭和27年9月29日通達

「各事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した金額を基準とすることが適当であること。」

なお、退職給与引当金の状況は次表のとおりとなっている。

(単位：千円)

引当金の状況 (基準・算定方法)		16年度	17年度	18年度
基準退職給与金 (= 「翌年度末全職員が自己都合退職したときの退職手当額」 から「当年度末全職員が自己都合退職したときの手当額」を控除したものを翌年度退職給与金として予算計上し、年度末執行残額を退職給与引当金として積立している。また執行不足額は退職給与引当金から取崩をしている。	引当金額	0	929	0
	取崩金額	36,519	0	34,751
	差引残高	605,173	606,102	571,351
	退職金の 実支払額	110,771	67,072	105,463

18年度は引き当てておらず3,475万1千円を取り崩しているため、年度末の引当金残高は5億7,135万1千円となっており、残高の減少が続いている。

また、18年度末における退職給与引当金残高約5億7,135万円は、「事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額 (地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達)」である約13億603万円 (企業局算出) の43.7%と低い状況にある。

(3) 一般会計からの費用負担 (繰入)

一般会計からの繰入れは、おおむね国の基準や合理的な基準に則して行われている。

分流式下水道の汚水処理に要する資本費に対する一部繰入れや特別措置債の発行など、制度の変更や新設には機敏に対応し、経営基盤強化のため積極的な利用に努めている。

なお、19年度における一般会計からの繰入状況と繰入基準は次表のとおりである。

(単位：百万円)

区 分	繰 入 状 況			繰 入 基 準	
	総務省基準	独自基準	計		
収 益 勘 定	雨水処理に要する維持管理費①	684	—	684	雨水分100%
	雨水処理に要する資本費 ②	2,323	—	2,323	雨水起債利子、雨水減価償却費100%
	小 計	3,007	—	3,007	
	汚水処理に要する資本費 (企業債利息相当分) ③	1,796	374	2,170	分流式汚水利子40% 汚水起債利子交付税算入分から上記除く分
	汚水処理に要する資本費 (減価償却費相当分) ④	1,636	699	2,335	分流式汚水減価償却費40% 汚水起債元金交付税算入分から上記除く分
	汚水処理に要する資本費 (特別措置債発行減額分) ⑤	△ 617	△ 1,073	△ 1,690	利息 減価償却費相当分、後年度元利償還時繰入
	資本費平準化債 (利息分) ⑥	—	36	36	利息50% (交付税算入分)
	特別措置債 (利息分) ⑦	52	—	52	100%
	下水の規制等に関する事務費⑧	93	—	93	特定施設の指導監督等に要する経費
	職員の児童手当に要する一部経費⑨	3	—	3	児童対象特例給付に要する額
職員の基礎年金搬出金に係る公的負担経費 ⑩	14	—	14	前々年度において経常収支の不足額を生じている事業会計	
小 計	2,977	36	3,013		
計	5,984	36	6,020		
資 本 勘 定	雨水に係る企業債元金償還費⑪	—	515	515	減価償却費との差額100%
	汚水に係る企業債元金償還費⑫	—	1,092	1,092	減価償却費との差額
	企業債元金償還費 (特別措置債発行減額分) ⑬	—	△ 391	△ 391	特別措置 発行額 (元金相当分) を減額
	資本費平準化債影響分 ⑭	—	△ 760	△ 760	発行額の50% (交付税算入分) を減額
	雨水建設自己財源 ⑮	—	30	30	減価償却残存賦課分 (5%相当)

	計	-	486	486	
	合 計	5,984	522	6,506	

(注) 1 表中網掛け部分は、総務省基準外のものである。

2 表中数値等は19年度当初予算による。

(ア) 収益勘定

- a 雨水の公費負担の原則に基づく総務省基準に則して雨水処理に係る経費を繰り入れている<①、②>。
- b 汚水は私費負担が原則であるが、国の18年度制度改正で分流式汚水についても処理に要する資本費の一部(本市は40%)繰入れが認められた。本市では総務省基準を超えた基準(交付税相当)で繰入れを行っている(3億7,400万円と6億9,900万円の計10億7,300万円を超える額)<③、④>。
- c 本市では特別措置債による借入額と連動して繰入金を減額する方式を独自に採っており、後年度元利償還時に繰入れを予定している<⑤>。
- d 資本費平準化債の利息分は、後年度交付税措置されるとする50%を繰り入れている<⑥>。
- e 特別措置債の利息分、下水の規制等に関する事務費に要する経費等に対する繰入れは、総務省基準に則している<⑦～⑩>。(⑨は水道事業会計と同じ基準)

(イ) 資本勘定

- a 収益で繰り入れている減価償却費相当分<②、④>と企業債元金を償還する費用との差額を繰り入れることとしている<⑪、⑫>。これは減価償却期間より元金償還期間の方が短いために生じる資金不足を補てんするためであり、全期間では重複することとなる。
- b 本市では特別措置債による借入額と連動して繰入金を減額する方式を独自に採っており、後年度元利償還時に繰入れを予定している<⑬>。
- c 資本費平準化債の発行額分は、地方交付税措置される50%を繰り入れている<⑭>。

(4) 職員数の削減

下水道事業では、下水道事業整備面積の段階的縮小に伴い職員数の削減を進めており、職員数の推移は次表のとおりとなっている。

(単位：人)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	22年度 (目標値)
下水道事業における職員数	124	120	117	110	109	105
損益勘定	68	72	73	70	71	
資本勘定	56	48	44	40	38	
前 年 比 増 減	0	△ 4	△ 3	△ 7	△ 1	

17年度に策定した「集中改革プラン」では、22年度の下水道事業職員数の目標値を105人としており、22年度のプラン目標値の達成を見込んでいる。

(5) 特殊勤務手当の廃止・見直し

中長期基本計画に沿って業務手当の廃止、特殊勤務手当の見直しを行うなど諸手当の適正化を図っている。

特殊勤務手当の決算額の推移は次表のとおりであり、全体の8割以上を占めている業務手当は22年度に廃止予定であり、下水処理手当は19年度に施設作業手当に変更し、技能労務職員以外の手当の算定を月額に変更している。

なお、他の中核市の特殊勤務手当の状況と比較すると、本市のように料金等徴収手当を月額で算定している市は少数となっている。

(単位：千円)

区 分	算定方法	内 容	16年度	17年度	18年度
水 質 検 査 手 当	月額	工場等からの汚水の採取及び検査	24	23	23
有 毒 薬 物 取 扱 手 当	月額	毒物又は劇物を使用する業務に従事した者	36	36	0
料 金 等 徴 収 手 当	月額	常時下水道使用料等滞納徴収従事者	190	190	190
	日額	下水道使用料等の滞納徴収従事者で上記以外の者	0	0	0

	日額	受益者負担金等の滞納徴収従事者			
受益者負担金等徴収手当	月額	常時滞納徴収従事者	18	0	14
	日額	上記以外の滞納徴収従事者	0	7	
汚物処分手当	月額	技能労務職員以外の職員で、下水処理等の業務に従事する者	774	778	778
下水処理手当	月額	技能労務職員以外の職員で、下水処理等の業務に従事する者			
	月額	技能労務職員で、下水処理等の作業に従事する者	1,172	1,219	
	日額	技能労務職員で、下水処理等の作業に従事した者			
	日額	下水道ポンプ場の業務に従事した者	84	81	82
主任技術者手当	月額	法の規定する主任技術者として業務に従事する職員	128	130	130
業務手当(廃止予定、経過措置中)	月額	企業局職員であることにより支給	10,874	10,658	8,044
特 殊 勤 務 手 当 計			13,300	13,122	9,878

- (注) 1 有毒薬物取扱手当、下水処理手当(汚物処分手当含む)は、水処理課に勤務する職員を対象とする。
2 有毒薬物取扱手当は、18年度から対象業務を外部委託としたため支給実績はない。

(6) 経営の状況(収益的収支の計画と実績)

中長期基本計画で中長期財政計画の実現を重要施策と定め、各項目について目標達成に向けて取り組んでいるところである。

また、計画策定後は毎年決算時及び予算編成時に計画数値のローリングを行っているほか、19年11月には23年度までの公共下水道事業経営健全化計画を策定している。

なお、収益的収支に係る中長期財政計画と実績は、次表のとおりとなっている。

(単位：百万円)

区 分		17 年 度			18 年 度			19 年 度		
		計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	予算	差異
収 益 的 収 入	1 営業収益	9,208	9,241	33	9,254	9,168	△ 86	9,742	9,648	△ 94
	(1) 料金収入	6,457	6,540	83	6,438	6,491	53	6,415	6,507	92
	(2) 受託工事収益	103	86	△ 17	55	21	△ 34	33	33	0
	(3) 他会計負担金	2,554	2,535	△ 19	2,570	2,572	2	3,020	3,006	△ 14
	(4) その他	94	80	△ 14	191	84	△ 107	274	102	△ 172
	2 営業外収益	4,969	4,887	△ 82	5,000	3,998	△ 1,002	4,794	3,029	△ 1,765
	(1) 負担金	4,967	4,877	△ 90	4,967	3,970	△ 997	4,782	3,014	△ 1,768
	(2) その他	2	10	8	33	28	△ 5	12	15	3
	収 入 計	14,177	14,128	△ 49	14,254	13,166	△ 1,088	14,536	12,677	△ 1,859
	収 益 的 支 出	1 営業費用	8,706	8,377	△ 329	8,827	8,580	△ 247	9,313	8,960
(1) 職員給与費		663	662	△ 1	657	626	△ 31	639	639	0
(2) 経 費		2,940	2,667	△ 273	2,953	2,873	△ 80	3,141	2,786	△ 355
(3) 減価償却費		5,103	5,048	△ 55	5,217	5,081	△ 136	5,533	5,535	2
2 営業外費用		5,880	5,769	△ 111	5,796	5,536	△ 260	5,599	5,503	△ 96
(1) 支払利息		5,799	5,700	△ 99	5,736	5,486	△ 250	5,563	5,446	△ 117
(2) その他		81	69	△ 12	60	50	△ 10	36	57	21
支 出 計		14,586	14,146	△ 440	14,623	14,116	△ 507	14,912	14,463	△ 449
経 常 損 益	△ 409	△ 18	391	△ 369	△ 950	△ 581	△ 376	△ 1,786	△ 1,410	
特 別 利 益	0	0	0	0	1	1	0	0	0	
特 別 損 失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

特 別 損 益	0	0	0	0	1	1	0	0	0
当年度純利益(又は純損失)	△ 409	△ 18	391	△ 369	△ 949	△ 580	△ 376	△1,786	△1,410
繰越利益剰余金又は累積欠損金	617	1,008	391	248	59	△ 189	△ 128	△1,727	△1,599

(注) 19年度予算は、当初予算の数値である。

- ・ 18年度及び19年度は、計画に対して収入、支出とも減少し、収入の減少が支出のそれを大きく上回ったため、経常損益が計画に対し減少しており、純損失も増加している。
- ・ 収入の減少は、主に営業外収益の一般会計からの負担金の減少によるものであるが、これは、国の制度改正に伴い一般会計からの繰入方法が変更となったためであり、この繰入方法変更に対する国の経過措置である特別措置債を別途発行(18年度:20億6,400万円、19年度:20億8,100万円予定)している。
- ・ 一方、支出の減少は、18年度は支払利息や減価償却費、19年度は支払利息や動力費などの経費の減少によるものである。
- ・ この結果、19年度末には累積欠損金が発生し、その額は計画の1億2,800万円を大きく上回る17億2,700万円となる見込みである。

なお、この累積欠損金のうち特別措置債の発行による一般会計繰入減額については、後年度において16億9,000万円が一般会計から財源補てんされることとなっている。

(7) まとめ

経営基盤の健全化に向けて、企業債の発行抑制と低利借換えを着実に進めており、通常分の残高は計画の数値を下回っている状況である。しかし、特別分として計画策定時以降に創設された特別措置債を18年度から発行していることもあり、企業債残高の合計は依然1,700億円を超える多額なものとなっている。

また、一般会計からの繰入れについては、収益勘定では、汚水処理に要する資本費に対する繰出しを地方交付税算入額としてきたことに加え、特別措置債など国の制度改正による新たな措置もあって繰入基準が複雑になっており、結果として総務省繰出基準を超える繰入額となっている。一方、資本勘定では、減価償却期間より元金償還期間の方が短いため、つなぎ資金的な意味もあって減価償却費と企業債元金償還金との差額を独自基準で繰り入れているが、この独自基準分は長期的には重複することとなる。

経営成績については、18年度から一般会計からの繰入方法が国の制度改正で変更となり損益収支が急激に悪化しているが、この大部分は後年度において一般会計から補てんされるものである。

6 監査結果に添える意見

本市の公共下水道は、類似都市に遅れて事業を開始したが、その後、市政の最重点施策に位置づけ、急速に整備を図り、現在は人口普及率90%を超える高水準に達している。

しかしながら、建設投資に伴う利子や減価償却費が増嵩しており、料金を長期にわたって据え置いていることもあって、損益収支が近年悪化している。また、建設投資に伴う企業債残高が巨額に上っており、今後の事業経営の大きな課題となっている。

目下、中長期基本計画を着実に実行し、この課題解決も含め計画性、透明性の高い経営に努めているところではあるが、本事業が都市基盤としての重要な機能を堅持しつつ、経営の安定化、効率化を図るために、以下の点に配慮することが望まれる。

(1) 料金(下水道使用料)について

ア 料金(下水道使用料)の適正化

下水道料金は適正な原価を基礎とし健全な事業運営を確保できるものであることとされているので、料金のあり方を絶えず検証・見直す必要がある。

なお、料金の見直しに際しては、企業の経済性を発揮する考えの下、有収水量や経費の見積りは適正を期すとともに、企業債の低利借換えなどこれまでも増して財政基盤の健全化に配慮することが求められる。

なお、使用料原価に大きな影響を及ぼす一般会計繰入れについて、国の繰出基準が近年変更されており、また、本市の現行繰出基準の一部に、長期的にみると合理性に疑問のあるものが見受けられるので、見直すことが望まれる。

イ 料金(下水道使用料)徴収事務の改善

下水道料金の納入が遅延した場合には、延滞金を徴収しなければならないにもかかわらず徴収されていないので、負担の公平を確保する観点から早急に事務の適正を期す必要がある。

(2) 工事執行の適正化について

公共下水道管渠築造工事について、ほとんどのものが工事発注後に工事金額の増減や工期を延長するなどの契約変更を行っている。

公共下水道管渠築造工事の特殊性から設計変更が避けられないことが多いと思われるが、事前に土質調査や埋設物調査、関係機関との協議を実施のうえ設計しているにもかかわらず、工事金額が20%以上増減する変更や工期が100日以上延長する変更が多数見受けられ、しかも、変更契約手続きが工期末に集中していることから、工事執行体制を見直し改善することが望まれる。

●金沢市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成20年3月31日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 宮 保 喜 一
 金沢市監査委員 田 中 仁

1 監査対象及び監査期間

(金額 単位：円)

番号	対象課	対象工事名	契約金額	工事期間	監査期間
1	建設課	平成18年度 八田町(東)ほか1町地内(76工区)管渠築造工事	47,886,300	H19. 3. 9～ H19. 8. 31	H19. 5. 7～ H20. 3. 25
2	建設課	平成18年度 八田町(東)ほか1町地内(21-2工区)管渠築造工事	3,076,500	H19. 3. 9～ H19. 8. 31	H19. 5. 7～ H20. 3. 25
3	森林再生課	育林工事(金沢工区)その1	33,600,000	H19. 4. 27～ H19. 8. 31	H19. 6. 5～ H20. 3. 25
4	企業立地課	栗崎地区工業用地防風柵設置工事(その1)	43,575,000	H19. 5. 28～ H19. 9. 28	H19. 7. 6～ H20. 3. 25
5	道路建設課	下田上橋架替工事(上部工)	166,942,650	H17. 12. 27～ H19. 9. 30	H18. 2. 6～ H20. 3. 25
6	教育総務課	西南部中学校校舎耐震補強工事	34,230,000	H19. 3. 30～ H19. 9. 28	H19. 5. 7～ H20. 3. 25
7	教育総務課	十一屋小学校校舎改良工事(4期)	118,965,000	H19. 6. 11～ H19. 9. 28	H19. 8. 6～ H20. 3. 25
8	企業立地課	いなほ工業団地第二工区造成工事	278,250,000	H18. 12. 21～ H19. 10. 30	H19. 2. 6～ H20. 3. 25
9	生涯学習課	金沢市伏見台公民館建設工事(建築工事)	97,335,000	H18. 12. 14～ H19. 10. 31	H19. 2. 6～ H20. 3. 25
10	生涯学習課	金沢市伏見台公民館建設工事(電気設備工事)	16,747,500	H18. 12. 18～ H19. 10. 31	H19. 2. 6～ H20. 3. 25
11	生涯学習課	金沢市伏見台公民館建設工事(機械設備工事)	17,640,000	H18. 12. 18～ H19. 10. 31	H19. 2. 6～ H20. 3. 25
12	建設課	平成18年度 高柳町地内(65工区)管渠築造工事	86,073,750	H19. 2. 14～ H19. 10. 31	H19. 4. 6～ H20. 3. 25
13	市営住宅課	田上本町住宅建設工事第2期(建築工事)	191,100,000	H18. 9. 20～ H19. 10. 31	H18. 11. 6～ H20. 3. 25
14	市立工業高等学校	金沢市立工業高等学校第2体育館改修工事	105,648,900	H19. 7. 31～ H19. 10. 31	H19. 9. 7～ H20. 3. 25
15	水処理課	平成18年度 上諸江ポンプ場自動除塵機改築工事	54,264,000	H19. 3. 8～ H19. 10. 31	H19. 5. 7～ H20. 3. 25
16	建設課	平成18年度 専光寺町ほか1町地内(55工区)管渠築造工事	341,602,800	H18. 11. 9～ H19. 11. 30	H19. 1. 9～ H20. 3. 25

17	建設課	兼六町・石引4丁目地内ガス管及び配水管改良工事	67,511,850	H19. 6. 19～ H19. 12. 10	H19. 8. 6～ H20. 3. 25
18	道路建設課	森本大橋架替工事	56,003,850	H19. 6. 1～ H19. 12. 10	H19. 7. 6～ H20. 3. 25
19	企業立地課	栗崎地区工業用地造成工事	228,904,200	H19. 7. 3～ H19. 12. 20	H19. 9. 7～ H20. 3. 25
20	上水・発電課	新内川発電所励磁制御装置及び調速機制御装置取替工事	68,250,000	H19. 1. 23～ H20. 1. 10	H19. 3. 9～ H20. 3. 25
21	水処理課	金沢市城北水質管理センター災害復旧工事(計装設備)	165,900,000	H19. 8. 29～ H20. 1. 15	H20. 1. 7～ H20. 3. 25
22	道路建設課	下田上橋架替工事(下部工)	200,025,000	H17. 9. 21～ H20. 1. 31	H17. 11. 4～ H20. 3. 25

2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、宮保喜一、田中 仁、上田忠信、増江 啓、中西利雄、澤飯英樹
以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・上田忠信、増江 啓は平成19年5月1日に退任し、代わって同月11日に澤飯英樹、中西利雄が就任した。
- ・中西利雄は平成19年12月18日に退任し、代わって同月19日に宮保喜一が就任した。
- ・澤飯英樹は平成20年3月24日に退任し、代わって同月25日に田中 仁が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

工事の設計・施工及び事務手続については、おおむね適正と認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項があったので、今後、適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な改善を要する事項については、関係課長に改善を促したので記述を省略した。

工事の設計変更等に係る事務の適正化について

工事の設計変更等に係る事務手続は、変更する必要性が生じた時点で変更設計書を作成し契約変更を行うべきところ、平成18年度八田町(東)ほか1町地内(76工区)管渠築造工事(番号1)については変更金額が500万円を超える重要な変更であるにもかかわらず、変更工事を先行させ設計変更手続等が遅延していたので、今後、事務の適正を期す必要がある。

なお、工事内容の軽微な変更については、変更指示書の交付等により変更工事を先行させ変更設計書作成及び変更契約締結を工期末に一括して行うことも事務簡素化の観点からやむを得ないものと思われるので、変更設計書作成及び変更契約締結の事務手続に関する規程を整えるなど、事務の円滑かつ適正な執行を図ることが望まれる。

平成20年(2008年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成20年(2008年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	石川県金沢市黒田1丁目65番地 カネモト印刷(株)